平成 19 年 9 月8日
内閣府新公益法人行政準備室

公益法人制度改革関連の政令･内閣府令案に関する意見公募手続（パブリック･コメント）の結果について

1　政令･府令の題名

①公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令

②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令

④一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則

2　政令･府令の案の公示の日

平成１９年7月１０日（意見提出期間は8月8日まで）

3　意見等提出者数

総数１７７（うち個人２６人、団体１５１（うち民法３４条法人等１３６））

4　提出された意見等の内容

提出されたものの中には、政令･府令に関する意見以外に、今後の運用指針、審査の姿勢への要望等も多数含まれていました。

5　提出意見の概要及び提出意見等に対する考え方

政令･府令に関する提出意見（一部要望等を含みます。）の概要及び提出意見に対する考え方は、別添1から別添4までのとおりです。要望等のうち別添資料の中で具体的に考え方をお示ししたもの以外のものについても今後の業務の参考とさせていただきます。意見等を提出いただき、ありがとうございました。

6　政令･内閣府令の公布等

政令は、平成 19 年 9 月 4 日に閣議決定され、9 月 7 日公布されました。

内閣府令は、平成 19 年 9 月 7 日公布されました。

7　その他

公益法人制度改革関係の法令の施行日は、平成 19 年 9 月 7 日に公布された一般社団及び財団法人に関する法律の施行期日を定める政令により平成２０年１２月１日とされました。

別添1　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令案要綱関係
別添2　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則案関係
別添3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令案要綱関係
別添4　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則案関係

別添1

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令案要綱関係

平成19年9月

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	第1	法人の関係者に会計監査人、寄付金拠出者、補助金拠出者、助成金拠出者を加えるべきである。	団体	公益法人が特別の利益を与えてはならない法人の関係者としては、その地位を利用して、自己又は自己と特別な関係を有する者のために利益を誘導するおそれがある者を規定することとしていますが、会計監査人、寄附金拠出者、補助金拠出者、助成金拠出者については利益を誘導するおそれがある者に含める必要はないと考えています。
2	第1及び第4	理事、監事又は使用人それぞれの機関を含めた規定或いは、親法人並びに子法人相互、或いは、系列法人の派遣や兼務等により、同一使用人が複数の団体に関わる場合の規定、さらには謝金に当たる報酬扱いが望ましいと判断されるような主たる所属機関が異なる役員等に関する規定を、「公益法人に関する年次報告書」に記載された「運用指針」並びに「基準」の従前の例に従い、明確にすることが望ましい。	個人	特別の利益を与えてならない公益法人の関係者及び他の同一の団体において相互に密接な関係にある者として理事等の合計数の3分の1を超えてはならない者については、勤続期間や勤務形態に関わらず、認定法及び同法施行令の規定に則して該当する者であるかどうか判断されます。
3	第1及び第4	「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」又は「金銭その他の財産によって生計を維持する者」については、何を主たる判断の基準とするのかを、明確にすべき。	個人	「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、実質は夫婦関係にありながら、婚姻の届出を行っていないため法律上の婚姻関係にはない者を指し、「生計を維持する者」とは、その受ける金銭その他の財産によって生計を営んでいる者を指します。いずれの者についても、社会通念に従って判断されます。
4	第1の1	使用人については、雇用関係にある従業員ということで限定すべきであり、派遣会社から派遣されている者は、雇用関係がないことから使用人に含むべきではない。	民法34条法人	使用人は、法的に雇用関係があるかで判断されます。
5	第1の4	三親等内の親族とあるが、二親等内にしてほしい。	民法34条法人、団体、個人	公益法人が特別の利益を与えてはならない対象として、理事等の親族に対しては適切な規制が必要であり、他の類似の法制度と同様、三親等としています。
6	第2	公益法人のうち、会員制を持って組織している法人にとっては、会員に対する利益・利便の供与も公益の一部に他ならず、この会員から広がる公益性を答申が十分理解しているとは考えにくい印象を与えます。また、受益者負担の原則を適用すれば、会員資格の差別をなくすことにより、特定の者（会員）に特別の利益を与えることは公益法人のあり方として適当な範囲であります。	個人	本基準は、公益法人の財産が特定の範囲の者によって費消されることを回避するためのものであり、特定の範囲の者として、特定の者の利益を図る活動を行う者を政令で定めることとなっていますが、主として会員向け事業を行う共益的な団体については、公益法人が特別の利益を与えた場合に、当該団体の活動の受益者が特定の範囲にとどまり、不特定多数に及ばない蓋然性が高いため、対象にすることが適当と考えています。
7	第2	「又は会員等相互の交流、連絡、意見交換その他その対象が会員等である活動を行うこと」及び「一及び二に掲げる者のほか、会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者又は」を削除すべき。	民法第34条法人	本基準は、公益法人の財産が特定の範囲の者によって費消されることを回避するためのものであり、特定の範囲の者として、特定の者の利益を図る活動を行う者を政令で定めることとなっていますが、主として会員向け事業を行う共益的な団体については、公益法人が特別の利益を与えた場合に、当該団体の活動の受益者が特定の範囲にとどまり、不特定多数に及ばない蓋然性が高いため、対象にすることが適当と考えています。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
8	第2	学会は、工学・技術の振興、発展を目的として会員だけでなく会員以外の者にも開かれた活動を行っている。ただし、主に会員の会費で賄われていることから、会員と会員以外の者との間には学会誌等出版物の購入や各種行事の参加費などに負担の差が設けられている場合が多くある。 案のような表現では、このような学会の活動も含まれてしまい、その結果、活動が制約されてしまい、ひいては工学、技術の振興に影響が出るおそれがあるので、このような活動が含まれないよう表現を改められることを希望する、または含まれないことを確認して頂きたい。	職員	本基準は、公益法人の財産が特定の範囲の者によって費消されることを回避するためのものであり、特定の範囲の者として、特定の者の利益を図る活動を行う者を政令で定めることとなっていますが、主として会員向け事業を行う共益的な団体については、公益法人が特別の利益を与えた場合に、当該団体の活動の受益者が特定の範囲にとどまり、不特定多数に及ばない蓋然性が高いため、対象にすることが適当と考えています。 また、この政令は公益法人が特別の利益を与えてはいけない者を定めるものであり、公益法人自体が会員を対象とする事業を行うことを須らく禁止するものではありません。
9	第3	連鎖販売取引（マルチ商法、ネズミ講式販売取引）に係る事業、キャバレー、ナイトクラブ等の接客業やスロットルマシン等の射幸心をそそるおそれのある遊技営業は、公益法人の事業としてはふさわしくないものに加えるべきである。	団体	現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）」において、公益活動を阻害するおそれがあるため適当ではないとされている業種を踏襲していますが、これ以外の事業であっても、公益法人認定法第5条第5号において、公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業は行ってはならないこととされています。連鎖販売取引、接客業、遊戯営業でこれに該当する場合には行ってはならないこととなります。
10	第3	答申に掲げられている「利息制限法に規定する無効な保証料の支払が契約内容に含まれる保証事業」が本要綱に定められていないがなぜか。	団体	保証事業は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）により利息制限法の改正が行われ、同法に盛り込まれたものです。しかし、現時点では未施行であるため、認定法施行令に規定することは困難です。
11	第3	投機的な取引を行う事業とは、具体的にどのような事業が該当するかご教示願いたい。 または、投機的な取引を行う事業の判断基準を示すべきである。	個人	当該取引が投機的かどうかは事業の規模、内容等具体的事情によるところが大きいと考えますが、一定の考え方を示すことが可能か検討します。
12	第4	「配偶者」については、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とするべきである。	団体	理事等の関係者としてどの範囲の者までを含めるのが妥当かという問題ですが、理事の使用人や理事から受ける金銭によって生計を維持している者については、客観的な把握の可能性から配偶者とすることが適当と考えます。
13	第5	現行の指導監督基準の理念をいかし、（所管が外れたとしても）官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の３分の１以下とすることを明示するとともに、事務局及び職員についても官庁のOBが、慣習的にポストに天下ることを防ぐため(押付け的天下りの範疇)、公益社団法人及び公益財団法人に相応しくない事として、３分の１以下の人数に含め、規制の対象とするべきである。	団体	本基準は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものです。この法の趣旨に照らし、ここでは団体の意思決定に関与する、あるいは団体の意思に支配される等により団体の立場を反映する者を規定することとなります。官民を問わず、一定期間団体に在籍したものの、団体を離職した個人を、当該団体の立場を反映する者として含めることは適当ではないと考えます。（なお、公務員の再就職問題については、公益法人のみならず非営利法人全般を対象とする公務員制度改革が進められています。）

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
14	第5	「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの」は、行政不服審査法に規定された法人でない団体をさすのか、或いは、民法３５条に定める営利を目的とする社団で、現在、検討課題になっている法人をさすのか等、法的な判断が明確になるような明示をして欲しい。	個人	「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの」はいわゆる権利能力のない社団等を指しています。
15	第5	本案の「地方公共団体」は全ての地方公共団体をひとくくりに「他の同一の団体」とみなすのか。最低限、都道府県単位（できれば、市町村単位）において「他の同一の団体」とすべき。	民法第34条法人	地方公共団体については、全ての地方公共団体をひとくくりにするのではなく、各都道府県ごと、又は各市町村ごとに「同一の団体」とすることを想定しています。
16	第5	認定法第５条第１１号に規定する「公益法人」に現行の公益法人が含まれない場合には、政令に現行の公益法人（認定法施行後の特例民法法人）を規定し、同号の規制から除いてほしい。	民法第34条法人	特例民法法人は、認定法の認定基準等を満たしてはじめて公益法人となるものであり、公益法人に準じて特例民法法人を規制の対象外とすることは困難です。
17	第5	国家公務員出身者及び地方公務員出身者についても本号の規制と同趣旨の規制を加える。他方、教育職・研究職・医療職や非常勤職・臨時職・業務職は除外すべき。	民法第34条法人	本基準は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものであり、政令では団体の立場を反映する者を規定することになります。したがって団体に所属する者のうち一部の者を除外することは適当ではないと考えます。
18	第5	「次に掲げる団体」とあって、「国の機関」、「地方公共団体の機関」とあるが、「国」及び「地方公共団体」については、「機関」が異なれば「理事の総数の三分の一」要件に抵触しないとする趣旨か。	団体	国は各機関ごとに、地方公共団体は各都道府県ごと、又は各市町村ごとに「同一の団体」として把握します。
19	第5	第５の２の１から６に示されている機関や団体の職員である者すべてを「密接な関係者」とするのではなく一定程度の役職者（団体の役員、国や地方公共団体の機関の課長相当職以上等）とすべきである。	民法34条法人	本基準は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものであり、政令では団体の立場を反映する者を規定することになります。したがって団体に所属する者のうち一部の者のみを対象とすることは適当ではないと考えます。
20	第5	「他の同一の団体」の定義を明確にするべきであり、その際、団体が掲げた公益目的事業の実施にあたり、同一の職種のみをもって構成員とすることが不可欠的要件といえる医師会のような職能団体については、「他の同一の団体」に該当しないことを明確にするべきである。	民法第34条法人	本基準は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものであり、その要請は団体によって異なるものではないことから、全ての団体を対象とするものです。

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
21	第5	現行の指導監督基準の理念をいかし、「同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の２分の１以下とすること。」を条文に追加明示すべきである。	団体	同一の業界を「同一の団体」として規定することは困難であると考えます。
22	第5	「地方公共団体の機関」の適用範囲から地方公共団体の設置する学校を除外していただきたい。	民法第34条法人	本基準は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものであり、その要請は団体によって異なるものではないことから、全ての団体を対象とするものです。
23	第5	「次に掲げる団体においてその職員…」を「次に掲げる団体のうち一の団体の職員」と改めるべき。	民法第34条法人	第5の2については、掲げられている団体ごとに「同一の団体」と捉える趣旨です。そのため、国立大学法人又は独立行政法人については、その法人ごとに「同一の団体」として把握します。
24	第5	第５の２の４（国立大学法人、大学共同利用機関）を削除すべき。	民法第34条法人	本基準は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものであり、その要請は団体によって異なるものではないことから、全ての団体を対象とするものです。
25	第5	国家公務員出身者及び地方公務員出身者を含めるべき、又は含まないべきとする意見	民法34条法人、個人	本基準は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものです。この法の趣旨に照らし、ここでは団体の意思決定に関与する、あるいは団体の意思に支配される等により団体の立場を反映する者を規定することとなります。官民を問わず、一定期間団体に在籍したものの、団体を離職した個人を、当該団体の立場を反映する者として含めることは適当ではないと考えます。（なお、公務員の再就職問題については、公益法人のみならず非営利法人全般を対象とする公務員制度改革が進められています。）
26	第6	認定法第５条第１２号に定める「会計監査人の設置を要しない基準」として、「法人の貸借対照表の負債の部の合計額が５０億円に達しない場合」と規定しているが、収益の額、費用及び損失の額の取扱いが不明である。 法人規模に負債総額が判断基準となるのかどうか。通常は、資産総額を用いることで法人規模を判断するケースが多い。また、公益性を考えれば、会計監査人の設置基準は、資産総額１０億円以上と厳しくすべき。	個人	本基準が義務基準であり、安定的に推移する勘定を採用するべきであること、都道府県（相対的に公認会計士の数が少ないところあり）が認定した法人にも義務が課せられること、会計監査人の設置には一定の継続的財政負担を伴うとともに、その支出が管理費に計上されること等から負債額５０億円としたものです。（本基準と法第5条第2号の経理的基礎の基準との関係については、経理的基礎の要素の一つとして、比較的大規模の法人に関しては会計監査人が設置されているか、公認会計士又は税理士が監事を務めること等を判断基準とすることにより、会計に関する有資格者が適切かつ責任ある形で法人の情報開示に関与することを要求する方向で公益認定等委員会では議論することとされています。） なお、上記の考え方を逸脱しない範囲で、法制上の整合性を図る観点から、収益の額、費用及び損失の額について１，０００億円という基準を設けることとします。
27	第6	公益認定を受けた法人は税制上優遇措置がとられることから、国民が納得する会計の透明性が強く求められる。しかしながら、会計監査人の設置をしないでよいとされる基準が設けられていることから、主にそれらを対象として、任意設置として、会社法に新設された会計参与制度を導入することを求める。	団体	本基準ではなく、認定法第5条第2号の経理的基礎の基準において、経理的基礎の要素の一つとして、比較的大規模の法人に関しては会計監査人が設置されているか、公認会計士又は税理士が監事を務めること等を判断基準とすることにより、会計に関する有資格者が適切かつ責任ある形で法人の情報開示に関与することを要求する方向で公益認定等委員会では議論することとされています。

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
28	第6	負債額が５０億円以上であっても、特定の債権者に対する負債額が圧倒的部分を占め、利害関係人が少なく、経理も複雑でない場合には、会計監査人設置の必要性について、実質的な基準により判断すべき。	民法第34条法人	本基準は、勘定科目と金額を政令で定めることとなっており、基準の客観性や明確性を図る観点からも実質的な基準を設けることは適当ではありません。
29	第6	会計監査人を置くことを要しない基準としては、資産額が１００億円以上若しくは負債額が５０億円以上又は収支決算額が１０億円以上のいずれにも達しない場合と相当程度の基準とすべきである。	団体	ご指摘の勘定科目と金額は、現行の指導基準と推察しますが、これは要請ベースの基準であり、この基準の対象となる法人で外部監査を行っているのは4割程度、特に地方所管の法人については2割程度にとどまっているのが実態です。今般定めるのは義務基準であり、対象となる法人にとっては外部監査が義務付けられるという点を念頭に置く必要があります。 公益認定等委員会では、法第5条第2号の経理的基礎の審査において、法人の規模に応じて適切な開示能力を求める方向で議論することとされており、新制度においては計算書類等の備え置き、閲覧制度とも相俟って、法人全体の情報開示は前進するものと考えています。
30	第7	議決権が５０％を超える場合であっても、信託により受託者又は委託者たる当該公益法人の理事等関係者以外の第三者に議決権行使を無条件で付与している場合は「他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合」としてこれに含めるべきである。	民法第34条法人	公益法人が他の団体の事業活動の方針を決定する機関の過半数の議決権を持っていない場合には、他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有が可能です。
31	第7	案に示されているような一律的な規定ではなく、弾力的な対応が可能となる規定とするべきである。 ○会の関係団体である組合組織（○協同組合、○信用組合等）、およびこれと同様の目的をもつ会社組織（有限会社等）の中には、○会または役員が出資持分等の財産を保有している場合もあるが、しかし、これらの組織は会員以外の者を対象として営利活動をする目的を持つものではなく、会員のみを対象として、○会本来の公益目的事業の実施のために必要な活動を行うことを目的とする組織である。 このように、相互の関係が補完的であって、且つ営利性を有さない場合についても、実質的に支配するおそれがない場合として、認めるべきである。	民法第34条法人	本基準は、法人が他の団体の事業活動を支配することを通じて、公益目的事業比率が50％以上という認定基準を潜脱することを防ぐために、他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有を制限するものです。その際には、法人の財産保有の自由度や事業運営に過度の制約をもたらさず、財産保有の可否を客観的に判断できることが望ましいことから、支配概念については議決権の過半数という形式基準を採用したものです。
32	第7	認定法第５条第１５号に規定する他の事業活動を実質的に支配するおそれの無い場合の財産の保有基準について、「議決権の過半数を有していない場合」としている。当該基準を資金運用として行う株式保有にあてはめれば、優先株の他上場企業の株式運用についても事実上無制限に近い運用が可能となってしまうのではないか。ＳＲＩいわゆる社会的責任投資としての株式保有は、公益法人の社会貢献活動として積極的な意義を有すると思われるが、株式保有高の制限が事実上無くなるのであれば、公益法人の財産管理のあり方として適当な規律とは理解できない。	民法第34条法人	公益法人の財産保有の自由度や事業運営に過度の制約をもたらさず、財産保有の可否を客観的に判断できることが望ましいことから、議決権の過半数という形式基準を採用したものです。

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
33	第7	団体の財務又は営業又は事業の方針を決定する機関の議決権の過半数を有していない場合を例外としているが、さらに個別の事情を判断する余地を残すべきである。	民法第34条法人	公益法人の事業活動の多様性や活動実績にかんがみ、財産保有の自由度や事業運営に過度の制約とならず、基準としては客観的に判断できるように配慮したものです。
34	第8	特殊法人から地方共同法人に移行する地方競馬全国協会についても、公益目的取得財産残額の贈与先として適用されるようお願いしたい。	団体	法第5条17号及び施行令案要綱第8の1号で列挙されている法人以外でも第8の2号の要件のいずれにも満たす法人は、公益目的取得財産残額の帰属先となりえます。
35	第8	「政令で定める法人」に、類似の目的を有する公益信託を含めるよう規定すべき（認定法で「法人」と規定されているため、信託は法人でないとする形式的な考え方も想定できるが、受託者が法人であれば政令で規定しうるものと考える）。	民法第34条法人、個人	法で法人と定められていることから、法人格のない信託を法の委任を受けた政令の規定対象とすることは困難です。
36	第8	「配偶者」については、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とするべきである。	団体	公益法人から公益目的取得財産残額の贈与を受ける法人における、特定の役員関係者で役員総数の三分の一を超えてはならない役員関係者や、特別の利益を与えてはならない法人関係者の親族の範囲としては、他の法人法制も参考に、配偶者については、事実上婚姻関係と同様の事情にある者まで含める必要はないと考えています。
37	第8	「各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないこと」となるのは「二分の一を超えないこと」とされたい。	個人	公益法人から公益目的取得財産残額の贈与を受ける法人における、役員構成についての基準は、公益法人の役員構成における基準と同様に三分の一とすることが適当です。
38	第8	余剰金の分配に関しては、株式会社と同じように、総会を開き、会員、関係者等の同意を得る等、適切な手続きが明示され、その結果が記録され、開示され、報告される等、分配手続き要件を満たすことができるならば、その権利を与えてもよいのではないか。	個人	公益法人から公益目的取得財産残額の贈与を受ける法人は、公益法人と同様、非営利であることが必要であり、剰余金の分配が可能な法人を含めることは適当ではありません。
39	第8	特定非営利活動法人であって第８の２の要件を満たすものは、これに該当することを確認する。	民法第34条法人	特定非営利活動法人で第8の2号の要件を満たすものは該当します。
40	認定法別表第23号の政令	政令の規定を置かれたい。	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第1号～第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第2条第4号の規定に基づき、個別に判断されます。
41	認定法別表第23号の政令	「土地家屋調査士法第６３条に定める一般社団法人が行う事業」を追加すべき。	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第1号～第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第2条第4号の規定に基づき、個別に判断されます。

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
42	認定法別表第23号の政令	次に掲げる事業を規定する。 ①人権の擁護又は平和の推進を図ることを目的とする事業 ②別表各号及び前記の事業に係る海外における事業 ③別表各号及び前記各号に掲げる事業の全部又は一部に対する支援事業又は助成事業	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第1号～第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第2条第4号の規定に基づき、個別に判断されます。
43	認定法別表第23号の政令	公益目的事業の追加項目として「少額短期保険業」を含むことができないのか。	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第1号～第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第2条第4号の規定に基づき、個別に判断されます。
44	認定法別表第23号の政令	答申の考え方では「公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、昨年成立した認定法別表第１号から第２２号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられる。したがって別表２３号の政令は、当面制定しないことが適当である。」と判断されているが、これは、主務官庁の許可を受けた現行公益法人の定款又は寄付行為で公益事業と定めている本来事業を、現に適正に行っている法人は、この公益目的事業のいずれかに該当していると解釈してよろしいのか。	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、認定法別表第1号～第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられます。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、認定法第2条第4号の規定に基づき、個別に判断されます。
45	認定法別表第23号の政令	次に掲げる事業を規定するか、ガイドライン等で明確にすることを要望する。 1）人権擁護又は平和の推進を図ることを目的とする事業 2）別表各号の事業の海外における事業 3）病院・診療施設の設置運営事業等、健康の維持増進、予防等を図ることを目的とする事業 4）別表各号に掲げる事業に対する支援事業又は助成事業	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第1号～第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第2条第4号の規定に基づき、個別に判断されます。
46	認定法別表第23号の政令	「人権擁護」および「平和」について別表第23号の種類に追加するか、あるいは22項目のいずれの号数に該当するか示してほしい。	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第1号～第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第2条第4号の規定に基づき、個別に判断されます。
47	認定法別表第23号の政令	以下の事業は該当する旨規定を整備していただきたい。 ・国からの補助金・委託費に係る事業、国の指定等に基づき実施する性能評価、認定業務、消費者等に信頼できる品質性能等の情報を提供するための認定・認証業務、補助事業の事業成果普及、研究開発成果普及のための出版事業	個人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第1号～第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第2条第4号の規定に基づき、個別に判断されます。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
48	認定法別表第２３号の政令	医療活動を公益目的事業として政令で追加すべきである。	個人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第１号～第２２号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第２条第４号の規定に基づき、個別に判断されます。
49	認定法別表第２３号の政令	公益目的事業に「公益認定法人に対する支援・助成事業」を規定して頂きたい。	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第１号～第２２号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第２条第４号の規定に基づき、個別に判断されます。
50	認定法別表第２３号の政令	公益目的事業に「税の啓発活動等の事業」を規定して頂きたい。	民法第34条法人	公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、法別表第１号～第２２号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えられることから、当面、政令で追加することは予定しておりません。 なお、個々の法人の具体的事業が公益目的事業に該当するかどうかは、法第２条第４号の規定に基づき、個別に判断されます。
51	認定法第3条第1号ハ	公益法人認定法第３条第１号ハの政令で定める事業について、政令で定めるとあるにもかかわらず要綱に関係する規定がないが、当該事業は政令で定める必要があると考える。	団体、民法34条法人	認定法において客観的で明確な認定基準等の下、国と都道府県とで所管を分担しつつも、本制度の統一的かつ適切な運用が図られるような仕組みが整備されたところです。現時点においては、公益目的事業の認定に関する実務の蓄積を待ち、所管の明確性を図る必要があることから、当面、政令で事業は定めないこととしています。
52	認定法第3条第1号ハ	公益法人認定法第３条第１号ハの規定を設けた趣旨は、「地方分権における国と都道府県との役割分担を踏まえ、都道府県の事務、事業ではなく国の事務、事業とされている事項に関する法人であれば、国のほうが効果的に監督できると考えられる」（「一問一答　公益法人関連三法」（発行　株式会社商事法務）１９６頁より抜粋。)ことによるものであると思われるため、国の事務、事業と密接な関連を有する事業を行う法人については国の所管とするよう、当該事業を政令で明確に定めるべきと考える。	民法第34条法人、団体	認定法において客観的で明確な認定基準等の下、国と都道府県とで所管を分担しつつも、本制度の統一的かつ適切な運用が図られるような仕組みが整備されたところです。現時点においては、公益目的事業の認定に関する実務の蓄積を待ち、所管の明確性を図る必要があることから、当面、政令で事業は定めないこととしています。
53	認定法第5条第10号	「監事についても同様」とあるが、監事が１～２名の場合はこの限りでない旨明示してほしい。	民法34条法人	法第5条第１０号には、親族関係者の「合計数」が3分の1を超えないことを規定しています。そのため、「合計数」とは言えない1人である者が総数の3分の1を超えても同号の規制には抵触しません。
54	認定法第5条第11号	同号に「政令で定めるものを除く」とあるが、この政令は定められているのか。	法第34条法人	法第5条第１１号に定める「政令で定めるもの」については、現在のところ、その目的、組織運営等において公益法人と同等と評価すべき団体は見当たらないため、当面、政令で定めないこととしています。

別添2

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則案関係

平成19年9月

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	第2条	公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他特別の利益を与える行為を行う場合にはこの限りでは無いという考えに準じて、継続した行為であっても、法人からの利益が無いような者、少額の個人関係並びに、臨時的な研究会参加費に当たる行為は、この限りでは無く、特別な利益を与えてはならない関係者からは除外することを明記すべき。	個人	特別の利益の解釈については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
2	第2条	「又は特定の者の行う会員等相互間の交流、連絡、意見交換その他その対象が会員等である活動に参加する」は削除すべき。	民法34条法人	本基準は、公益法人の財産が特定の範囲の者によって費消されることを回避するためのものであり、特定の範囲の者として、特定の者の利益を図る活動を行う者を政令で定めることとなっていますが、主として会員向け事業を行う共益的な団体については、その活動の受益者が特定の範囲にとどまり、不特定多数に及ばない蓋然性が高いため、対象にすることが適当と考えています。
3	第3条	認定法では「不当に高額にならないような支給の基準」とあるが、施行規則案では「不当に高額にならないような」というのはどういう内容であるかについて示す必要性はないか。	団体	報酬等の支給基準を定めて、公表することにより、支給基準の適切さや支給の透明性を保つことが重要であると考えます。
4	第3条	「報酬等の支給の基準」として、「理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする」とあるが、支給基準を細部に定めることで、役員個人の報酬が公になる可能性があり、個人情報保護等の観点から問題がある。 仮に、規定する場合、個々人の報酬が類推できないよう定めることが難しいと思われる。	民法34条法人	本基準は、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとなり、法人の非営利性を潜脱することとならないよう、支給基準の作成を義務づけるものですが、個人の具体的な支給額を明らかにすることまで求めるものではありません。
5	第3条	国や地方公共団体から補給金等を受領せずに独自の財源で事業を行う法人については、個別具体的な報酬基準は各団体の任意で判断すべき事項である。	民法34条法人	本基準は、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとなり、法人の非営利性を潜脱することとならないよう、支給基準の作成を義務づけるものであり、法人に例外を設けることは適当ではありません。
6	第3条	「週２日勤務（月間８日～９日の勤務）」は、現行区分では「非常勤」とされているが、法人によっては月間中に週３日勤務の週もあるなど当該区分を跨る勤務形態にある場合もある。これらを「常勤・非常勤」の区分だけで管理するのは実態に合わない。よって勤務形態の区分は各法人の実態に合わせ任意に設定できるようにすべきである。	民法34条法人	法人に応じて多様な勤務形態が想定されるところから、本条では法人の勤務形態に応じて支給の基準を定めることを可能としています。
7	第3条	公益法人は報酬等の支給基準を公表しなければならない（認定法第２０条第２項）。公表の仕方は統一性を要するので、別途様式を提示されるよう要望する。	民法34条法人	報酬等の支給の基準については、法人の実態に応じて定められるべきであることから、支給基準の様式を定めることは予定していません。
8	第3条	認定法第５条第１３号にあるとおり、民間事業者や経理の状況等を勘案して不当に高額とならないような支給基準が定められていれば十分であり、支給額のような詳細まで求められていないという理解でよいか。	民法34条法人	本基準は、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとなり、法人の非営利性を潜脱することとならないよう、支給基準の作成を義務づけるものであり、個人の具体的な支給額を明らかにすることまで求めるものではありません。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
9	第3条	「支給の方決及び形態」の「形態」とは、具体的にはどのようなことか。	民法34条法人	例えば現金か現物かといった支給の形態を意味しています。
10	第4条	公益法人は医療法人に対する５０％以上の出資も禁止されるのでしょうか。医療法人の意思決定機関は社員総会ですので、医療法人に５０％以上出資している場合でも、社員の占める割合が５０％未満であれば許容されるのでしょうか。	民法34条法人	社員総会の議決権の過半数を有していない場合は許容されます。
11	第4条	金銭信託、貸付信託等の集団信託であって運用を専ら目的とするものは除外するとともに、個別の信託等にあっても株式等の議決権が委託者又は受益者以外のものに無条件に付与されているものは対象外とすべき。	民法34条法人	信託における委託者、受益者としての権利に、他の団体の意思決定に関与することができる権利が含まれる場合が考えられるため、保有制限の対象となる財産としています。株式等を保有する場合に、当該株式等の議決権が委託者又は受益者以外のものに無条件に付与されている場合には、結果として保有制限はありません。
12	第4条	本規定は、本来、公益法人の財産が分配されることを防止するため、営利法人に対する支配を排除することを目的に置くものであり、非営利法人の支配の全てを禁止することは行き過ぎである。公益法人は、本来の事業目的が明確化、経営の効率化、関連の非営利法人との相互協力等の事情により、公益目的以外の事業を別法人化することが考えられる。	民法34条法人	本基準は、法人が他の団体の事業活動を支配することを通じて、公益目的事業比率が50％以上という認定基準を潜脱することを防ぐために、他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有を制限するものです。したがって、支配が制限される法人の類型については、同じ認定基準に服する公益法人以外に例外を設けることは適当ではありません。一方で、法人の財産保有の自由度や事業運営に過度の制約をもたらさず、財産保有の可否を客観的に判断できることが望ましいことから、支配概念については議決権の過半数という形式基準を採用しています。
13	第4条	子法人が形式的には営利法人であっても、公益的な目的で設立されている場合もある。このような場合、公益的な活動を遂行していくためには、当該子法人の株式の処分等は困難である。従って、合理的な理由による当該子法人等の財産保有は認めるべきである。	民法34条法人	本基準は、法人が他の団体の事業活動を支配することを通じて、公益目的事業比率が50％以上という認定基準を潜脱することを防ぐために、他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有を制限するものです。したがって、支配が制限される法人の類型については、同じ認定基準に服する公益法人以外に例外を設けることは適当ではありません。一方で、法人の財産保有の自由度や事業運営に過度の制約をもたらさず、財産保有の可否を客観的に判断できることが望ましいことから、支配概念については議決権の過半数という形式基準を採用したものです。したがって子法人の株式を保有していても、当該子法人の株主総会における議決権の過半数を有していない場合は、当該株式を保有することは可能です。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
14	第4条	（１）公益認定法施行規則案第4条第5号は信託を通じて「他の団体」すなわち株式会社などの意思決定へ関与できる場合を規定しているのか。 例えば、合同運用の金銭の信託において、ある受益者が中心となって、他社の議決権のある株式の過半数を購入するケースが該当するのか。 （２）公益法人認定法施行規則案第4条5号は信託についての意思決定へ関与できる場合を規定しているのか。 （３）信託受益権は、株式の議決権とは法的性格を異にする。信託の変更は、信託行為に別段の定めがあるときを除いて、委託者、受託者及び受益者の合意がなければ意思決定を行うことができない（新信託法第１４９条第１項、第４項）。 委託者又は受益者である法人が、認定法施行令案要綱第７の「財務及び営業又は事業の方針の決定」について、当該法人だけでは意思決定を行うことができない場合、例えば、当該委託者又は受益者以外の者（特定の受益者や委託者、債権者等）の合意を必要とする場合には、政令案要綱第七（認定法第５条第１５号但書）に該当すると考えられるが、この理解でよいか。 現状の認定法施行規則案第４条第５号の規定振りでは、公益法人は信託受益権をもつことができないという誤認を与える虞がある。公益法人の信託の活用機会を狭めることのなきよう十分配慮いただきたい。	民法34条法人	公益法人が信託を通じて実質的に他の団体に関する議決権を保有している場合を想定しており、信託そのものについての意思決定に関与する場合を想定しているものではありません。
15	第5条	本条第３項第２号で定める書面及び同項第３号から第５号で定める書類は、それぞれ様式を定めた書き方に改めた方が良い。行政庁が、具体的にどのようなデータを必要としているか一目で分かるし、電子化の時代であり、その様式をダウンロードできれば書類の作成が容易となる。また、行政庁への提出も持参、郵送でなく送信できれば事務の効率も上がる。	民法34条法人	添付書類については、今後、明らかにします。申請手続きの電子化については現在検討中です。
16	第5条	「経理的基礎を有することを明らかにする書類」の具体的な内容等をお示し願いたい。	民法34条法人	一定の帳簿を備え付けていること、不適正な経理を行っていないこと、財産管理の体制整備がなされていること、開示能力があること等を確認するための書類を考えていますが、具体的には今後明らかにします。
17	第5条	「理事及び監事等の名簿」の記載事項として、「氏名、生年月日、本籍及び住所」とある。個人情報保護の観点から、生年月日と本籍については、記載を不要とすべきである。	民法34条法人	理事等については法律上、欠格事由が定められており、その審査のために必要と考え案文化したものですが、本籍については誓約書の提出という代替手段によることにします。
18	第5条	本条第3項第7号に規定する「前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類」に関しては、過度の事務負担を要するような書類は避けることを要望する。	民法34条法人、団体	多種多様な活動を行っている法人の実態に応じた審査を可能とする観点から、資料の追加を定めることができるようにするためのものであり、国においては当面定める予定はありません。 なお、個々の法人についての審査の過程で、必要に応じて個別に関連資料の追加提出を求めることはありえますが、法人にとって過重な負担とはならないようにしてまいります。
19	第5条	「申請書」を「申請書にその写し○部を添付して」に修正願います。	民法34条法人	申請書の写しの提出は、行政庁の事務手続き上の必要性に応じて判断していきたいと考えます。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
20	第5条	「事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類」とは何か。	民法34条法人	移行法人については直近の損益計算書、新設法人については計画及び予算を作成した際の積算根拠の提出を考えています。
21	第5条	「申請日の直近の過去３年分の納税証明書」を提出させるべきではないか。	団体	滞納処分に係る納税証明書と定めて、提出する証明書の種類の明確化を図ります。
22	第5条	行政庁が必要と認める書類は「客観的に妥当であり、他の提出書類では代用が出来ない書類」に限定することとし、過大な事務負担が生じないような配慮を要望する。 （認定法施行規則案第８条にも関連する。）	民法34条法人	多種多様な活動を行っている法人の実態に応じた審査を可能とする観点から、資料の追加を定めることができるようにするためのものであり、国においては当面定める予定はありません。 なお、個々の法人についての審査の過程で、必要に応じて個別に関連資料の追加提出を求めることはありえますが、法人にとって過重な負担とはならないようにしてまいります。
23	第6条	「警察庁長官等からの意見」に関しては、最高裁判所内部の第三者判断部、又は高等裁判所民事部行政訴訟担当部局、或いは高等検察庁公益事件対応部等、対応の実現が可能な組織や部局又は人を定めることが望まれる。	個人	認定法第8条により、当該事項についての意見聴取は警察庁長官等から行うこととなっています。
24	第8条	「理事会の議事録の写し」を「社員総会の議事録の写し」に修正願います。	民法34条法人	事業の内容等の重要事項の変更については、事前の認定事項となっています。認定の申請が法人内部の適切な意思決定に基づくものであることを確認する必要性と、出来るだけ速やかに手続を進める必要性とを勘案し、社員総会の議事録ではなく、理事会の議事録の写しを添付することとしたものです。
25	第8条	法人に変更があった場合に、かなり詳細にわたる資料の提出を求める規定となっているが、現行の主務官庁による監督以上の過剰な行政手続は不要とすべきである。	民法34条法人	変更の認定にあたっては、変更に関わる書類に限定して提出を定めています。また、行政庁の変更を伴わない事業区域、事務所の変更は軽微な変更として届出のみで足りるとし、手続きの簡素化を図っています。
26	第１２条	公益事業の比率については、これまでの活動を十分配慮の上、判断されるよう要望する。	団体	公益法人は、公益目的事業比率が毎事業年度、５０％以上となるよう事業を行うことが認定法で定められています。
27	第１２条	「当該事業年度の損益計算書」を「当該事業年度の公益法人会計基準における正味財産増減計算書」でも良いようにされたい。	民法34条法人、個人	ここで定める損益計算書には、企業会計原則に基づいて作成される損益計算書のみならず、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として認められる公益法人会計基準に基づき、上記の損益計算書に相当するものとして作成される正味財産増減計算書も含まれます。
28	第１２条	公益実施費用額は各事業年度の公益目的事業に係る事業費の額とされています。奨学金の貸付のみを事業としている法人にあっては、貸倒れ損失を除いて、損益計算上の事業費は発生しないこととなります。 奨学金の貸付支出のような損益計算に計上されないものが、事業費として計上できないのは、この事業を行う数多くの財団にとって死活問題です。貸付支出を公益目的事業比率算定上の公益実施費用額として算入できるよう、施行規則の再検討をお願いしたい。	民法34条法人、個人	公益目的事業比率の算定する指標として法律では費用と規定されていることから、費用概念に代えて、貸付金（債権に計上される）を算定の基礎に用いることは法の趣旨から困難です。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
29	第12条	公益法人の中には、公益目的事業に不可欠な財産として土地を保有し、その有効活用として建物を建設し、この賃貸料収益に公益目的事業費用の大半を依存している法人が数多く実在している。このような場合の建物の維持に係る費用は特例として、収益事業等の費用に算入しないことを要望する（このような事例においては、公益目的事業と収益事業等に対する利益の投入される割合によって、費用を配分する方法も一考の価値があるのではないかと考える）。 公益目的事業の中には、奨学金の貸与やプログラム関連投融資のように損益計算書上は費用とはならないものがあるが、奨学金新規貸与額や公益目的に係る新規投融資額を公益実施費用額に加算可能とすることを要望する。	民法34条法人、個人	公益目的事業比率の算定する指標として法律では費用と規定されていることから、特定の事業について費用を除外したり、費用概念に代えて、貸付金（債権に計上される）や投資額を算定の基礎に用いることは法の趣旨から困難です。
30	第12条	公益目的事業比率の算定基礎となる「公益実施費用額」・「収益等実施費用額」は、損益計算書上の事業費の額とし、「管理運営費用額」は、損益計算書上の管理費の額とされているが、より具体的な定義を明確にしていただきたい。 例えば、会員からの預かり金的な資金の受払いを「預かり金収入」、「預かり金払出」として、損益計算書上の収入と支出に両建で計上する場合があるが、これらの支出（「預かり金払出」）についても、費用額に算入する必要があるか確認したい。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。 また、預り金として貸借対照表に表される資金であれば費用額に算入されることはありませんが、損益計算書に費用等として計上されるものであれば、両建てであっても費用額に算入されることとなります。
31	第12条	医師会が運営する病院、臨床検査・健診センターを始めとする医師会共同利用施設は、地域の公衆衛生、保健医療福祉の向上を目的とする医師会活動の拠点であり、医師会の公益事業活動の実践展開である。 従って、その運営に係る費用は、「公益目的事業の実施に係る費用」に該当するものであり、認定法施行規則案第１２条第２項第１号の「公益実施費用額」に該当すべきものと考える。	民法34条法人	公益目的事業として認定された事業の費用額として損益計算書に計上されたものが公益実施費用額の基礎となります。
32	第12条	本条第２項に「別段の定めのあるものを除き」とあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。想定の範囲として、「公益実施費用額」として認められる事業名を明示していただきたい。	民法34条法人	別段の定めとは、認定法施行規則案において「別段の定め」がある場合を指します。例えば、公益実施費用額であれば、土地の使用に係る費用額（認定法施行規則案第15条）、無償の役務の提供等に係る費用額（同規則案第16条）、特定費用準備資金（同規則案第17条）などを算入することができます。
33	第12条	収益事業等の費用については公益目的事業比率に大きく影響することから損益計算書のみで機械的に費用額を算定するのではなく、当該法人の定款で定めた事業区分をもって比率を算定されたい。	民法34条法人	公益目的事業比率を算定する指標として法律では費用と規定されていることから、費用概念に代えて、定款の事業区分を算定の基礎に用いることは、法の趣旨から困難です。
34	第12条	収益事業等に係る事業費はその利益の額のみを収益的事業とされたい。また、既存の財団法人の継続的公益事業については、算定基礎から収益事業費や管理費を除外するなど事業の継続性が認められる方向性を公益認定のガイドライン等において示されることを望むものである。	民法34条法人	公益目的事業比率の算定する指標として法律では費用と規定されていることから、費用概念に代えて利益額を算定の基礎に用いたり、特定の事業等の費用を除外したりすることは、法の趣旨から困難です。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
35	第12条	直接的なボランティア活動（無償の役務の提供）のみを公益実施費用額と認めるのではなく、管理運営費用についても公益実施費用額への繰り入れを認めることとし、地方公共団体、NPO等多数の団体が主催または共催する公益性のある事業の管理運営費用、協賛金等の費用についても公益目的とし、公益実施費用額への繰り入れを認めることとされたい。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。ただし、認定法では事業費と管理費とは区別されていることから、管理費を事業費に繰り入れることは困難です。
36	第12条	事務費（管理費）は公益事業の為の事務費なのだから事業費の一部として認められないものか。 また、「事務費（管理費）」と「事業によって生まれる収入・諸経費」とに分けられないか。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
37	第12条	一定の安定収入を確保するこのような事業信託により収益事業を行う場合には、事業目的比率計算上は、契約上の一定額の信託収入のみを収益事業の事業費として算入するよう検討をお願いしたい。	民法34条法人	公益目的事業比率の算定する指標として認定法では費用と規定されていることから、費用概念に代えて収入額を算定の基礎に用いることは、法の趣旨から困難です。
38	第12条	所有する建物を賃貸することで収益をあげ、その収益を公益目的事業に使用している場合、少なくとも建物にかかる大規模修繕費用、建物を維持するに必要な費用等については全額公益事業費に算入できるようにして欲しい。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。ただし、法では公益目的事業に係る費用と収益事業等に係る費用とは区別されていることから、収益事業等に係る費用を公益目的事業に係る費用に繰り入れることは困難です。
39	第12条	現行の法人税法上、公益法人が実施する事業のうち物品販売業等３３業種に該当する事業で、収益事業として法人税が課税される事業であっても、認定法別表で公益目的事業２３種に該当する事業に係るものについては、公益目的事業の実施に係る費用とすべき。	個人	法人税法上の収益事業であっても、認定法上、公益目的事業と認定されることはあり得ます。
40	第12条	下記の三つの事項について、収益事業費用の算定から除外するのが適当であるので「行政庁が必要と認めるときは、当該費用を算定から除外できる。」旨の規定を追加して定めること。 ・（健保組合協会等の）支払い代行業務等の「通過勘定」支出は、預かり金の性格であり、収入、費用として計上しないものであることから、収益事業の費用算定から除外すること。 ・退職資金事業の退職金給付支出については、退職金運用益が最終的には本人へ配分され、法人に帰属するものではないことから、収益事業の費用算定から除外すること。 ・不動産の貸付を収益事業として行っている場合であっても、法人の特性、設立の経緯を配慮し、公益目的事業に不可欠な原資となるものの費用については、収益事業費用の算定から除外すること。	団体	公益目的事業比率を算定する指標としては、公正妥当な会計基準にしたがい、損益計算書に計上された費用を基礎とします。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
41	第12条	事業費と管理費の定義、事業費と管理費の費用配分について、各法人の活動実態に応じて決定できる柔軟な運用を認めるべきである。また、正味財産増減計算書上の事業費、管理費を採用することになっているが、監査法人の指示により、将来発生する負債の金額を認識し、費用計上を求められることもある。そのような一時的な扱いについては、計算上除外するなど、柔軟な扱いを認めるべきである。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。なお、一時的に事業比率が達成できなかった場合の取り扱いについては委員会等において個別の事情をもとに判断されます。
42	第12条	公益目的事業比率の算定において、収益事業等による収益の全てを公益目的事業のための費用に充当する場合は、当該収益事業に係る事業費を収益等実施費用額から控除するなどの特例を設けていただきたい。	民法34条法人、個人	公益目的事業比率を算定する指標として、認定法では費用と規定されており、また公益目的事業に係る費用と収益事業等に係る費用とは区別されていることから、収益事業等に係る費用が発生していながら、これを事業比率の算定の基礎に用いないとすることは困難です。
43	第12条	事業費と管理費の定義、事業費と管理費の費用配分について、各法人の活動実態に応じて決定できる柔軟な運用を認めていただきたい。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
44	第12条	認定法施行規則案第２１条第３項第３号に定める資金の調達に必要な一時的公益事業収入は、認定法第１４条の収入から計算上除外され、当該収入に対応する費用は、認定法施行規則案第１２条第１項からも計算上除外されるよう施行令の条文化をお願いしたい。または、その旨を今後のガイドライン等で明記して頂きたくお願い申し上げます。	民法34条法人	公益目的事業比率を算定する指標としては、公正妥当な会計基準にしたがい、損益計算書に計上された費用を基礎とします。
45	第12条	公益目的事業比率の算定に当たって、公益目的事業に関わる公益実施費用額に、管理運営費用額を公益目的事業と収益事業の割合に応じて算出した額を、加算することとして頂きたい。 （認定法施行規則案第１５条にも関連する。）	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
46	第12条	「公益」「収益」「管理」の各費用の区分・配賦には、各法人の実態に即して配賦・控除ができるように、弾力的規定とされたい。 （認定法施行規則案第１８条にも関連する。）	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
47	第12条	基本財産である土地建物を、認定法第５条第１６号による公益目的事業を行うために不可欠な特定財産として定款に定めた場合、これは公益目的事業のみに費消される財産ですから、その資産に関わる固定資産税、減価償却費全額を、特例として、公益目的事業比率計算上、除外されたい。	民法34条法人	公益目的事業比率を算定する指標としては、公正妥当な会計基準にしたがい、損益計算書に計上された費用を基礎とします。公租公課は、事業に係るものか管理運営業務に係るものかにより、それぞれ事業費、管理費に算入されます。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
48	第12条及び第20条	本条中「損益計算書に計上すべき」とされているが、公益法人会計基準では損益計算書の作成の指定はないが、どのように理解すればよろしいか。	民法34条法人	法人法において、法人が作成しなければならない計算書類の一つに損益計算書が定められています。ただし、ここで定める損益計算書には、企業会計原則に基づいて作成される損益計算書だけでなく、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として認められる公益法人会計基準に基づき、上記の損益計算書に相当するものとして作成される正味財産増減計算書も含まれるものとしています。
49	第12条から第20条まで	公益事業目的で行う収益事業に対しても、相応の公益性を認めるべく比率の算定式に補正を加えて頂きたい。	個人	認定法においては、公益目的事業と公益目的事業以外の事業（収益事業等）とは区別しているため、重複する性質を持つ事業を想定することは困難です。
50	第13条	例えば、退職給付引当金の場合、その引当金の取崩しに対応する退職金の支払いは損益計算書の費用には計上されず、引当金の取崩し自体も損益計算書の収益には計上されない。原案にあるように引当金の取崩し額を費用額から控除することとすると、当該事業年度の活動とは無関係な額を費用から控除することになるので、この結果の数字がどのような意味を持つのか教えて頂きたい。	民法34条法人	会計上、引当金繰入額を事業費、管理費等に計上した場合には、認定法上も繰り入れた事業年度の費用額になることから、取崩益が生じた場合には、これを認定法上の費用額から控除することとしたものです。
51	第13条	「事業その他の業務又は活動」、及びその「区分」とは何か。「事業」以外の「業務又は活動」と認定法第１５条第３号の「法人の運営」との関係は同じか、別の概念か。	民法34条法人	「その他の業務又は活動」は管理運営活動を指し、認定法第15条第3号の「法人の運営」と同様の意味です。
52	第14条	固定資産を活用した収益事業で、利益総てを公益事業費に充てている法人の「減価償却費」は、公益活動の礎と認識し、公益事業費に含められたい。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。ただし、認定法では公益目的事業に係る費用と収益事業等に係る費用とは区別されていることから、収益事業等に係る費用を公益目的事業に係る費用に繰り入れることは困難です。
53	第14条	「損失（当該財産の原価の額から対価の額を控除して得た額をいう）」とあるが、損益計算書の費用になるのは、「簿価（新会計基準により時価）－対価」であるので、原価とすると、費用額面で実体の無い額を控除することになるのではないか。	民法34条法人	認定法施行規則案第１４条では固定資産の譲渡損を主として想定しています。購入資産は通常、購入対価＋付随費用＝簿価＝原価となり、寄附を受けた資産の場合は取得時点の時価＝簿価＝原価となります。
54	第14条	収益事業等を実施している法人では、商品仕入れ代金等（原材料費購入費等を含む）を全額費用に計上すると、不釣合いに収益事業等の費用が膨らむ可能性がある。このような場合は、商品原価及び材料費を収益等実施費用額から控除することを認めるか、当該事業年度の収益事業等の利益を公益目的事業に投入した相当分の費用については、公益実施費用額に算入することとするなどの調整を要望する。 （認定法施行規則案第１２条及び第２０条にも関連する。）	民法34条法人、個人	公益目的事業比率を算定する指標として、認定法では費用と規定されており、また公益目的事業に係る費用と収益事業等に係る費用とは区別されていることから、収益事業等に係る費用のみ一部を除外したり、収益事業等に係る費用を公益目的事業に係る費用に繰り入れたりすることは困難です。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
55	第15条	研究所敷地等公益事業に活用している土地がある場合、公益事業費に限って、当該土地のみなし評価額を算入することを許容されたい。	民法34条法人	複数の事業に使用している所有地に係るみなし費用額を公益目的事業比率に算入する場合、一の事業に限って算入することはできません。なお、土地の使用に係るみなし費用額の具体的な算定方法については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
56	第15条	自然環境保全のために土地を購入する場合には、損益上は費用に当らないので、損益計算書にはあらわされないが、そもそもこのような土地は売却の可能性のないもので、明らかに公益目的事業費であり、本条による賃料相当額の費用計上のみでは、購入年度の公益事業費、収入と費用のバランスを正しく表せないと思われる。このような場合の「損益上の費用でないもの」の購入額は購入年度の公益事業費に加算することを可能にして欲しい。	民法34条法人	土地の購入費用は事業費には算入できません。なお、土地の使用に係る費用額の具体的な算定方法については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
57	第15条	公益法人が各事業年度の事業等を行うに当たり、自己の所有する土地を使用した場合には、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額を控除して得た額をその事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる」とされているが、「当該土地の賃借に通常要する賃料の額」とは何か明確にしていただきたい。	民法34条法人	土地の使用に係るみなし費用額の具体的な算定方法については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
58	第15条	自己所有の土地に建設し、事業活動に供している建物についても、自己所有地の取扱い同様に家賃相当額又は建設費用返済額相当額を、事業の規模として評価する方式を認めていただきたい。	民法34条法人	自己所有建物は減価償却費、租税公課等が費用額に算入されることとなります。
59	第15条	「事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる」とされているが、具体的にどのような基準を用いることが適当と考えられるのか、具体的に明らかにしていただきたい。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
60	第16条	便益の供与の中には、使用貸借による不動産（土地、建物）や知的財産権（著作権、特許権など）が含まれることを確認するとともに、それらが会計上資産として計上される場合の特別の扱いを要望する。	民法34条法人	便益の供与には、不動産の使用貸借や知的財産権の無償利用が含まれる場合もありますが、それらが会計上資産として計上される場合は除かれます。
61	第16条	無償の役務提供に係るボランティアのみなし経費の計算の仕方や必要な証憑類について、具体的に示すとともに、その計算が過度に複雑にならず、また証憑類の保存等について多大な事務負担にならないことを要望する。	民法34条法人	無償の役務提供等に係るみなし費用の具体的な算定方法や証ひょうの作成、保存方法については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
62	第16条	無償の役務の提供等に関わる費用額算入について規定されているが、会議室や会議用品などの物品の無償提供についての規定を設けるべきである。	民法34条法人	無償の役務の提供等には、会議室や物品の無償提供も含まれる可能性があります。ただし寄附として受け、会計上資産として計上される場合は除かれます。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
63	第17条	我が財団は公益目的事業に係る収入はゼロの予定であり、運用収入（その他の収益・収入）により公益目的事業を実施する予定です。 従いまして、公益目的事業を実施するために、運用収入が大きく増加したときにはその年度の資金残を別途積立資金にプールし、運用収入が大きく減額したときは、その別途積立資金から支出したいと考えています。 つきましては、これらの積立資金を「特定費用準備資金」として認めてもらえる方向で検討をお願い申し上げます。	民法34条法人	公益目的事業に使用するための資金として単にプールしているものは、直ちには特定費用準備資金とはならないものと考えます。特定費用準備資金は、将来の特定の活動の費用に充てるために資金を積み立てるもので、事業の具体的な特定、費用見積もりの合理性、一定の資産の別途管理等を条件に、活動の実施に必要な最低金額に達するまで、各事業年度の事業費等に認められるものであり、こういった要件を満たす必要があります。
64	第17条	認定法第１５条に「毎事業年度における公益目的事業比率が５０／１００以上になるように公益目的事業を行わなければならない。」と規定され、先日の政令の答申で、「将来の特定の活動の実施に要する費用に充てるため積み立てた資金で、要件を満たすもの（以下「特定費用準備資金」という。）については、その積立額を事業費等に加算することが出来る。」と規定されました。　我が財団は、概ね１０年後に資料館若しくは図書館を設立する予定で、その設立にあたり毎年度資金の積立を実施する予定です。 　この積立にあっては、ファンドの運用収入が年度により変動することが考えられますので、毎年度定額ではなく、積立額を流動的に実施していきたいと考えておりますので、そのようなガイドラインにしていただきたくご検討をお願い申し上げます。	民法34条法人	10年後に資料館等を建設することに伴い、特定の活動を予定しているのであればその活動に係る事業費等は特定費用準備資金として管理することができますが、資料館等の取得を目的とするために資金を積み立てる場合にはこれに該当しません。 この場合の資産取得のための積立金は、公益目的事業比率の算定においては費用額に算入することはできませんが、遊休財産額から控除される控除対象財産になります。 なお、両者とも毎期定額で積み立てなければならないというものではありません。
65	第17条	災害対応を特定費用準備資金の積み立てとした場合、積み立て限度額の合理性の説明及び支出目的については柔軟性を持たせるとともに、資金目的を行わない場合のペナルティは排除すべきである。	民法34条法人	積立の対象となる事業の具体的な特定、積立限度額の見積もりの合理性については一定の基準を設ける予定はなく、代わりに法人において説明責任を果たすということにしています。 なお、本府令では正当な理由がないのに資金の目的である活動を行わなかった場合にそれまで積み立てた資金の取崩しを求めていますが、ペナルティという趣旨ではありません。
66	第17条	特定費用準備資金の要件に関し、「他の資金と明確に区分して管理されていること」を「他の資金と勘定科目において明確に区分して管理されていること」に修正されたくお願いいたします。	民法34条法人	法人において明確に区分管理されていればよく、必ずしも勘定科目、口座、運用先まで区分することを求めているものではありません。
67	第17条	「特定費用準備資金」とは、公益法人会計基準における「特定資産」と同義かどうか明らかにされたい。	民法34条法人	特定費用準備資金の貸借対照表等での表記方法については、今後、明らかにします。
68	第17条	特定費用準備資金に関し、「当該事業年度の費用額に算入する」とあるが、この額は、損益計算書の費用には計上できないという意味か（認定法施行規則案第１４条第２項においても同様か）。	民法34条法人	特定費用準備資金は、将来の特定の活動に充てるために資金を積み立てるもので、損益計算書上の費用には未だ計上されていないものを対象としています。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
69	第17条	認定法施行規則案第１７条の特定費用準備資金の定義に『将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用』として「大規模自然災害が懸念される地区における災害復旧費」を定める施行令の条文化をお願いしたい。または、その旨を今後のガイドライン等で明記して頂きたくお願い申し上げます。	民法34条法人	積立の対象となる事業の具体的な特定、積立限度額の見積もりの合理性、一定の資産の別途管理等の要件が合致すれば特定費用準備資金として積み立てることができます。
70	第17条	費用額に算入できる特定費用準備資金の計算について、本条第1項では当該事業年度の末日における当該資金から前事業年度の末日における当該資金を控除して得た額を費用額に算入することとしているが、この場合の「控除して得た額」 というのは、プラス（零以上）の場合の額のことを指し、マイナス（零未満）の場合は零とする。との理解で良いか確認したい。（認定法施行規則案第４７条第３項について同様。）	個人	プラスの場合には認定法施行規則案第17条第1項により事業費に算入し、マイナスの場合には同条第2項により控除することとなります。
71	第18条	公益実施費用額、収益等実施費用額に関連する費用額及ぴ管理運営費用額に関連する費用額を適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならないとしているが、当該適正な基準の策定に当たっては、経常的な経費のうち事業の円滑な実施に必要とみなせるものは、出来る限り事業費に配賦できるよう留意されたい。	団体	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
72	第18条	配賦することが困難な費用額については、他の配賦することができる費用額においてそれぞれの費用額に按分した額の（加重平均した）比率による按分とすることも認めるべきである。	民法34条法人、個人	共通する費用は適正かつ合理的な基準で配賦されることとなりますが、費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
73	第20条	遊休財産額の保有の上限額に「（認定法施行規則案）第１８条の規定により、公益実施費用額に配賦されることとなった額」を加えるようにして頂きたい。	民法34条法人	認定法施行規則案第18条の規定に基づいて各費用額に配賦されたものが損益計算書に表示されることを求めているので、施行規則案第20条第1項に定める額は、関連する費用額が配賦された額となります。
74	第20条	遊休財産額の保有については、一事業年度分の公益目的事業に係る事業費に相当する額の上限が定まっているが、公益目的事業に係る事業費は年度によって一定ではなくかなり変動することから過去数年間（例えば５年間）の公益目的事業の事業費の平均額とするといった表現に改められたい。	団体	遊休財産額の保有の上限額は、認定法において、当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として定めるとなっており、過去数年間の平均額という考え方は馴染まないと考えます。
75	第20条	毎事業年度末における遊休財産額は、当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額とされていることから、公益目的事業のみを行う公益法人の場合には、事業運営に必要な管理業務に係る費用についても、認定法施行規則案第２０条第１項の「公益目的事業に係る事業費」に該当するという理解で良いか。	個人	事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにしますが、法では公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎とするとされていることから、管理費は公益目的事業費には該当しません。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
76	第21条	公益目的保有財産に関し、すべての財産・資金・ものについて固定資産に限定する理由が不明である。流動資産としても、識別可能であれば問題ないと考えられるし、収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産については、通常の会計処理では流動資産にされるものも多い。	民法34条法人	たとえば金融資産は使途の定めと会計上の表示の仕方により公益目的保有財産になることはご指摘のとおりです。また控除対象財産となる収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産のうち、経過勘定の取り扱いについては、今後、明らかにします。
77	第21条	本条で定める「遊休財産額」には各事業年度末における公益目的事業に係る未収入金の額を含まないものであることを明確にして頂きたい。	民法34条法人	経過勘定の取り扱いについては、今後、明らかにします。
78	第21条	本条第3項1号の「控除対象財産」を具体的にわかりやすく規定していただきたい。具体的には、認定法第５条第１６号で規定する財産は「控除対象財産」に該当するのかどうか明示して頂きたい。（認定法施行規則案第２１条第３項第１号の控除対象財産と同規則第２５条第３号との引用関係が不適切） 認定法第１８条第８号に基づく府令は、同条第１号から第７号までの号でカバーしきれない財産を追加的に定めているものと考えるが、同条第１号から第８号までの財産は法律上「公益目的事業財産」と位置付けられているので、認定法施行規則案第２１条第３項第１号の控除対象財産の規定の仕方としては、 （１）認定法第１８条第１号から第７号までの財産、 （２）認定法第１８条第８号の財産（即ち認定法施行規則案第２５条に掲げる財産）、 （３）前記（１）（２）以外の財産で控除対象とする必要がある財産と整理すべきではないか。	民法34条法人	認定法第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産は、同法第18条第6号、認定法施行規則案第25条第3号及び同規則案第21条第2項第1号の規定から控除対象財産となります。
79	第21条	本条の遊休財産額の算定式について、詳細が分からない。よって、遊休財産の限度額については、現行の内部留保率を目安に運営をしている公益法人が殆どであると思うため、移行の煩雑さを避けるためにも、その率を基礎として考慮頂きたい。 本条第７項、本条第８項の「・・・財産に対応する負債の額」の「対応」の意味が埋解しにくく、従って、「対応負債の額」の概念と算出方法が理解できない。 貸出債権を本条第３項第１号又は認定法施行規則案附則第２項第１号に規定した財産とした場合で、かつ、一般社団・財団法人法施行規則第２３条第４項の規定により、貸倒引当金を計上している場合、この財産の額は、貸倒引当金控除後の貸出債権の額であるとの理解でよいか確認したい。	民法34条法人、個人	遊休財産額については、今後、計算様式を示すことなどにより、算定の便宜を図っていきます。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
80	第21条	本条第３項第１号では、遊休財産額からの控除対象財産として「公益目的保有財産」を掲げている。この「公益目的保有財産」には、認定法施行規則案第２５条第３号の定義により公益法人認定法第１８条第６号即ち認定法第５条第１６号の「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」が含まれる。そこで当該特定財産に該当するかどうかを判断するに当たり、当該特定財産である他に上限額が問題となり得るか。不可欠な財産と判断して定款記載や運用上の制約など一定の規律に基づき運用する以上、当該財産額の多寡については問題にすべきではない。	民法34条法人	認定法第5条第16号の不可欠な特定の財産に上限額の定めはありません。
81	第21条	遊休財産額の算定において、「控除対象財産」から控除する「対応負債の額」は、①「控除対象財産に対応する負債の額」及び②「「控除対象財産」から「控除対象財産に対応する負債の額」と「指定正味財産の額」を控除して得た額に負債の割合を乗じて得た額」の合計額とする規定となっているが、②の額の算定において、一般的に「正味財産」と「控除対象財産」が明確な対応関係にないため、「控除対象財産」から控除できる正味財産は、「指定正味財産」に限定しているものと理解するが、「控除対象財産」と明確な対応関係にある「一般正味財産」がある場合には、「控除対象財産」から控除できるよう配慮願いたい。	個人	一般正味財産にも控除対象財産に該当するものはありえます。
82	第21条	遊休財産額の算定において、「対応負債の額」を算出するために必要となる負債の割合は、負債の額から「各資産に対応する負債の額」及び「引当金」が控除されることとしているが、「各資産に対応する負債の額」が施行規則案で定義されていないことから、この範囲を確認したい。	個人	控除対象財産のみならず、全ての資産に個別に対応する負債です。
83	第21条	新公益法人会計基準（第4 財務諸表の注記）では、債務の保証を主たる事業とする公益法人の場合、保証債務等の偶発債務の額は、財務諸表の注記ではなく、貸借対照表の資産、負債にそれぞれ「債務保証見返」、「債務保証」を計上する取扱いとなっている。	個人	遊休財産額は、資産の額から負債の額を控除した純資産の額を基礎に整理します。
84	第21条	本条第３項第２号中「収益事業等その他の業務又は活動」の「その他の業務又は活動」とは何か。法人の運営が含まれるか、それ以外のものとして何があるか。	民法34条法人	「その他の業務又は活動」は管理運営活動を指し、認定法第15条第3号の「法人の運営」と同様の意味です。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
85	第21条	認定法第１８条に規定する公益目的事業財産のうち、同条第１号（寄附を受けたもの）、第２号（交付を受けた補助金等）の財産は、本条第３項の適用上、第１号（公益目的保有財産）か、第５号ないし第６号か、それとも別か。	民法34条法人	交付した者の定めた使途に従って使用等している財産は本条第3項第5号、第6号財産に該当します。
86	第21条	「各資産に対応する負債」とは、貸借対照表等において明確な対応関係になくとも（例：現金預金と未払金・預かり金）、法人において整理すれば、当該負債と認められるとの理解でよいか確認したい。 また、貸借対照表等において対応関係を明確にすることを求めることはないことを確認したい。	個人	ご指摘のとおりです。
87	第21条	本条第２項第３号の資金として「借地によって公益活動を行っている場合、土地購入に充てるための資金」を定める旨の施行令の条文化をお願いしたい。またはその旨を今後のガイドライン等で明記して頂きたくお願い申し上げます。	民法34条法人	積立の対象となる資産の具体的な特定、積立限度額見積もりの合理性等の要件を満たせば、本条第3項第3号に定める資金として積み立てることができます。
88	第21条	管理費の定義は明確に示されておりませんが、役員の報酬・接待交際費を管理費として扱うことは当然と考えます。しかし、公益目的事業を健全に遂行する上で必要な経理を扱う職員・総務職員の費用等は事業費に費用配分することを願います。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
89	第21条	本条第５項第１号について、「当該財産が広く一般に募集されたものである場合」とあるが、「広く一般に募集」とは、不特定多数という意味で会員のみを対象とした募集は含まれないか、○○名以上といった計数的な基準によるのか等その程度を明確化することを要望する。	民法34条法人	会員から募った寄附は本条第5項第1号が適用されます。
90	第22条	公益目的事業の収益が一切管理費に使えないのであれば、公益目的事業のみを行っている団体は、運営が困難な状況になってしまいます。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。
91	第22条	公益目的事業財産の果実が管理費等にも使用できるのであれば問題ないが、もしそうでないとすれば、本項は削除するか、または収益の額に例えば５０／１００を乗じた額とすることとされたい。 （認定法施行規則案第２５条にも関連する。）	民法34条法人	認定法第18条第1号、第2号財産から生じた果実は、公益目的事業以外の事業に使用することができます。
92	第22条	本条に規定する公益目的事業財産を公益目的事業に使用等しなくともよい正当な理由がある場合として「果実を法人の管理運営に充てる場合」を加えて頂きたい。	民法34条法人	本条は、公益目的事業財産は公益目的事業に使用しなければならないという原則に対する例外を定めるものであるため、法人に帰責事由がない場合とすることが適切であり、法人に恒常的に発生する管理費をそれに含めることは困難です。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
93	第23条	本条では、認定法１８条第４号に定める収益事業等から生じた収益の５０／１００を公益目的事業財産とするとされているが、このような規定が必要なのかどうか。公益法人は、法人の目的を公益としているが、これを捕完するための事業として収益事業等が営まれる。事業に投下された資産を、収益を基準にどのように区分するのか。公益目的事業比率を用いることと、公益目的事業のため資産の区分表示を求めるまではよいが、強制的な財産の組み替えは、資産の効率的運用を阻害する結果となると思われる。	個人	施行規則案第23条で定めているのは、認定法第18条第4号の収益事業等から生じた収益の100分の50に相当する額を公益目的事業財産として管理するということです。
94	第23条	公益法人が行う共済事業によって得られる年度収入および得られた内部留保財産は「収益事業等から生じた収益」として一律に看做されるのか、あるいは個々の事例によって判断が変わる性質のものか。	団体	その共済事業が収益事業等と認められる場合には、収益事業等から生じた収益として取り扱われます。
95	第23条	収益事業の安定的な運営の確保や、公益事業における突発的な資金投入が必要となる場合への対応等を考慮すれば、単年度で必ず５０／１００を求めることは合理的ではない。例外や一定程度の幅を設けるなど、各法人の活動実績に応じた柔軟な対応が求められる。また、５０／１００を上回る繰り入れを行った場合は、全額を公益目的事業財産とすべきである。	民法34条法人	公益目的事業財産に繰り入れる財産は、毎年度、その金額を公益目的事業のために使用、処分しなければならないということではなく、相当額を公益目的事業財産として管理するという意味です。また、収益事業等からの利益の50／100を上回る繰入れを行うことは差し支えありません。
96	第23条	「収益事業等から生じた収益に乗じる割合」は、収益から費用を控除した額の５０％とするか、これが無理なら５％程度まで下げて頂きたい。	民法34条法人、個人	収益事業等から生じた収益とは収入から費用を控除した利益を意味しています。
97	第23条	公益事業に限らず全ての事業について継続的に行っていく上で、当該年度財産・資金の次年度への繰り越しは常に発生する。補助金によらず自力で、変動する経済情勢のもとで継続的に公益事業を継続して行くためには不可欠である。従って５０％基準は、当該年度の公益事業目的に充当する金額が、繰越資産を含まない当該年度の支出に対してであることを明確にすべきである。 （認定法施行規則案第２５条にも関連する。）	民法34条法人	収益事業等から生じた収益とは収入から費用を控除した利益を意味しています。また、損益ベースで算定しますので繰越収支差額は含みません。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
98	第２３条	収益事業等の収益の５０％と社団法人が徴収する会費の５０％は、公益目的事業財産とされ、公益目的事業を行うために使用又は処分しなければならないとされています。 「公益目的事業を行うために使用又は処分」の意味にもよりますが、これが公益目的事業の事業費のみに使途が制限されると考えると、収入の相当部分が公益目的事業財産に組み込まれ、使途が制約されることになります。 この結果、管理費の財源がなくなることが懸念されます。相当数の公益法人が、長期にわたる金利の低迷で管理費の財源がなくなっており、会費収入を管理費に充当することが制限されるとすると、経営上大変困難な負担を負うことになります。 年度ごとに区切られた各事業年度の、収益事業等の収益の５０％と社団法人の会費の５０％に使途制限を加えることは、法人経営の自由度を大きく制約することから、イ）公益目的事業財産への組み入れ比率の引き下げと、ロ）単年度で５０％達成させるのでなく組み入れ対象期間を複数年度化するなど、施行規則の再検討をお願いしたいと考えます。 （認定法施行規則案第２５条にも関連する。）	個人	収益事業等から生じた収益とは収入から費用を控除した利益を意味しています。公益法人が行う収益事業等は、十分な公益目的事業を行うための収入確保の一つの方法として、付随的に行われるものであることから、その利益の半分は公益目的事業財産に組み入れるということです。また、法人が経費に充てるものとして定款で定めるところにより社員から受け入れた会費収入については、法人の公益目的事業比率が少なくとも５０％であることに対応し、徴収にあたり使途が定められていない額の５０％を公益目的事業財産に算入することとしています。徴収にあたり使途が定められていれば、それに従うことになりますので、全額管理費に使用する旨定めていれば、全額管理費に充当することが可能です。
99	第２３条	収益事業、その他収入の５０％を公益事業に支出すべきとなっております。この案では事業を継続する管理費の財源が捻出できない。公益事業目的の損失を埋めた後の残額を管理経費に充当できることが可能となるように変更を要望いたします。 （認定法施行規則案第２５条にも関連する。）	民法34条法人、個人	収益事業等から生じた収益とは収入から費用を控除した利益を意味しています。公益法人が行う収益事業等は、十分な公益目的事業を行うための収入確保の一つの方法として、付随的に行われるものであることから、その利益の半分は公益目的事業財産に組み入れるということです。
100	第２３条	公益目的事業の収益は、公益目的事業のみに充当することになっているが、収益のうち20%を上限として、公益社団法人及び公益財団法人の管理費に充当することが出来るように変えていただきたい。 （認定法施行規則案第２５条にも関連する。）	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。また、認定法第１８条は公益目的事業財産は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないこととしています。
101	第２３条	○公益目的事業の収益 → 公益目的事業のみに充当 ○収益事業の収益 → 収益の５０％を公益目的事業に充当することが必要 ○その他の収益、収入 → 収益、収入の５０％を公益目的事業に充当することが必要 とあるが、「公益目的事業」の円滑な運営には、それに伴う「管理費財源」が不可欠であることから、上記のような「公益目的事業」優先の算式ではなく、「管理費」相当額を「公益目的事業」と同等に取扱い、各収益・収入は、両者優劣なくこれに充当できる旨を規定されたい。 （認定法施行規則案第２５条にも関連する。）	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、公益認定等委員会での議論を経て、明らかにします。また、認定法第１８条は公益目的事業財産は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないこととしています。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
102	第２３条	例外規定として「年収一億円以下の社団法人・財団法人は、年収の５０％を公益目的事業に充当することが必要」の文言を加えて欲しい。	民法34条法人	認定法施行規則案第２３条で定める認定法第１８条第４号の「収益事業等から生じた収益」は収入から費用を差し引いた利益を意味しています。また、公益目的事業比率は損益計算書(正味財産増減計算書）上の費用を基礎に計算しますが、費用に繰越収支差額は含みません。
103	第２４条	「財産目録、貸借対照表又はその付属明細書において、財産の勘定科目を、その他の財産の勘定科目と区分して表示する」とあるが、具体的表示方法を明確にしていただきだい。	民法34条法人	具体的な表示方法については、今後、明らかにします。
104	第２４条	公益目的事業遂行上起こりうる不測の事態の備えとして積み立てる準備資産を当該表示財産とした場合に、費用支出を予測して積み立てる「特定費用準備資金」（認定法施行規則案第２１条第３項第４号）とは基本的性質を異にし、こちらは保有し続けることに意義がある財産である。したがって当該表示をもって取り扱っている以上、公益目的事業財産として遊休財産の控除対象資産とすべきである。	民法34条法人	ご指摘の資産についても、それが認定法施行規則案第２１条第３項の要件に該当すれば控除対象財産となります。
105	第２４条	財団法人が従前から有する基本財産は認定法施行規則案第２１条第３項第２号に規定する「公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務または活動の用に供する財産」と考え、公益目的事業財産として表示しなくていいのか。	民法34条法人	表示しなくても差し支えありません。ただし、財団法人が従来から有する基本財産で公益目的事業財産となるものもあり得ます。
106	第２５条	本条第３号に規定する公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産から生じた収益の額に相当する財産に関し、認定法第１８条の「公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない」が、「公益目的事業を行うためにはそのための管理運営も必要であるので、公益目的事業財産は公益目的事業を行うための管理運営費用にも使用できる」と解釈されるのであれば問題はなく、それが望ましいと考える。しかし、万一その解釈が「公益目的事業財産は公益実施費用額だけにしか使用してはならない」ということであれば、第３号は「公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産から生じた収益の額に５０／１００を乗じて得た額」としていただきたい。なおこの解釈をした場合、寄附及び補助金については、認定法第１８条第１号及び第２号により、公益目的事業以外に使用すべき旨を定めた場合以外は、公益実施費用額だけにしか使用できないこととなり、現実（寄附はほとんどの場合公益目的事業を行うための管理運営費にも充てられることが暗黙の了解事項となっており、補助金でも、例えば文科省の科研費補助金では、近年はリンクした管理費が大学あてに支給されている）と大きく遊離することになる点に注意いただきたい。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、明らかにします。また、認定法第１８条は公益目的事業財産は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないこととしています。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
107	第２５条	本条第３号に規定する「公益目的保有財産」と認定法１８条の「公益目的事業財産」とは、どこが異なるのか。例えば、認定法１８条１号から４号までの財産は、「公益目的保有財産」ではないと解していいか。	民法34条法人	公益目的事業財産の一部が公益目的保有財産となります。法第１８条第１号から第４号までの財産は公益目的保有財産ではありません。
108	第２５条	本条第５号に規定する「公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産」の具体的例は何か。	民法34条法人	「公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産」とは、一度公益目的保有財産としての表示をした財産であって、その後の法人の判断により、公益目的保有財産としての表示を止めた財産を指します。 例えば、一度は公益目的事業の用に供するものである旨表示した建物について、その後の事情変更により、収益事業等に供するものとした場合の当該建物などが該当します。
109	第２５条	（使途が定められていない経費のうち公益目的事業財産に組み入れる割合に関し、）「百分の五十」を「百分の三十」に引き下げるべき。	民法34条法人	法人が経費に充てるものとして定款で定めるところにより社員から受け入れた会費収入については、法人の公益目的事業比率が少なくとも５０％であることに対応し、徴収にあたり使途が定められていない額の５０％を公益目的事業財産に算入することとしています。
110	第２６条	毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を開示することになっているが、社団法人においては事業計画書等の閲覧は、定期総会の決議を得た後（定款の定めにより５月開催）、閲覧を実施している場合が多いので、かかる場合には総会の決議後、速やかに事業計画書等の閲覧を行っても良い旨の表現に改めて欲しい。	団体	毎事業年度開始の日の前日までに作成、備え置く書類と社員総会との関係については、法令上は社員総会の承認を要する定めはありません。ただし、これらの書類の行政庁への提出については、認定法施行規則案第３６条において理事会の承認を経たものであることを定めています。
111	第２６条	「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用方針」 に基づき、総会において定款の変更、解散、理事の選任のほか、予算・決算等の重要事項を決議しているところであり、その開催時期は、決算終了後速やかに行っているところであるが、事業年度開始前までに、作成・備え置く必要がある書類については、総会決議を得なくてもよいのか、或いは、このことだけのために、事業計画、予算等に係る総会を別途開催しなければならないのか伺いたい。 加えて、新たに定めることとなる定款に、「事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類」については、総会決議が不要であると盛り込むことになるのか併せて伺いたい。	民法34条法人	毎事業年度開始の日の前日までに作成、備え置く書類と社員総会との関係については、法令上は社員総会の承認を要する定めはありません。ただし、これらの書類については認定法施行規則案第３６条において、理事会の承認を経たものを提出することを定めています。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
112	第２６条	公益法人へ移行後は、公益法人会計基準が適用されることになるが、同基準では、「収支予算書」は内部管理事項となっているため、行政庁への提出書類から削除することが適当と考える。 （認定法施行規則案第２７条から第３２条までにも関連する。）	民法34条法人	「収支予算書」については、認定法第２２条第１項により、行政庁への提出が義務付けられています。ただし従来の「収支予算書」は内部管理事項でありましたが、認定法上の「収支予算書」は、従来と名称は同じものの、正味財産増減計算の方法で作成する新しい書類となります。
113	第２７条	「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」を除外すべきである。	民法34条法人	例えば公益目的事業比率や遊休財産額など認定基準と関連する事業活動等の状況を示す情報は、法人が認定基準を遵守していることを行政庁として確認するために必要ですが、当該法人の計算書類等には必ずしも含まれません。そのため、これらの情報を簡潔に記載した書類の作成、提出を定めるものです。当該書類の様式については、法人に過大な事務負担をかけないよう配慮しつつ、今後、明らかにします。
114	第２７条	公益法人会計にキャッシュフローの必要性を感じないので、その計算書の作成義務化は疑問である。	民法34条法人	現行公益法人会計基準において、大規模法人についてはキャッシュ･フロー計算書を作成しなければならないとされているため、認定法施行規則案第２７条において義務化しました。
115	第２７条	「事業年度経過後三箇月以内」に財務諸表を提出することは、総会の開催日時との関係で事実上困難である。現在は、主務官庁の運用により、三箇月以上経過後の提出も認められている。新制度の下でも柔軟な対応ができるよう、政省令での配慮をお願いしたい。	民法34条法人	事業年度経過後三箇月以内に作成、備え置く書類と社員総会との関係については、法令上は、計算書類は一定の要件を満たす場合には定時社員総会の承認を要せず、報告事項となり、その他の書類については、社員総会の承認を要する定めはありませんが、いずれにせよ作成等の時期と社員総会の承認の時期との先後関係については、特段の定めがありません。なお、行政庁への提出期限については、法に定めがあり、これを変更することは困難です。
116	第２７条	毎事業年度経過後三箇月以内に、財務諸表等を提出することになっているが、期限については、現在の主務官庁への提出と同様に、柔軟な対応をお願いしたい。	民法34条法人	行政庁への提出期限については、認定法に定めがあり、これを変更することは困難です。
117	第２７条	「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」とは何か。 「事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」は「事業報告書類及び貸借対照表等の財務諸表等」を備え置くことを指すなど、より具体的な対応を可能とする記載とすべきである。	民法34条法人	例えば公益目的事業比率や遊休財産額など認定基準と関連する事業活動等の状況を示す情報は、法人が認定基準を遵守していることを行政庁として確認するために必要ですが、当該法人の計算書類等には必ずしも含まれません。そのため、これらの情報を簡潔に記載した書類の作成、提出を定めるものです。当該書類の様式については、法人に過大な事務負担をかけないよう配慮しつつ、今後、明らかにします。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
118	第２９条	経常収益・経常外収益・経常外費用といった区分は、「公益法人会計における内部管理事項について（平成１７年３月２３日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）」で規定されている収支予算書の様式と著しく相違する。仮に収支予算書が公益法人会計基準での「正味財産増減計算書」の様式で作成することが求められているとすれば、有価証券、固定資産等の年度末における評価又は損益の計上方法についてその指針をお示し願いたい。	民法34条法人	新制度では、提出される計算書類等との関係上、収支予算書は正味財産増減計算の方法で作成することとなり、旧制度上の収支予算書と名称は同じですが、内容は異なったものになります。 固定資産等の年度末における評価又は損益の計算については、一般的な損益計算の方法に沿うこととなります。 「公益法人会計における内部管理事項について（平成１７年３月２３日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）」は、特例民法法人については従来どおり適用されますが、新しい公益法人制度上の法人には適用されません。
119	第２９条	収支予算書を損益計算方式にするということは、収支予算書を廃止し、損益計算書に一元化するのか確認したい。	民法34条法人	従来の作成方法による収支予算書は廃止され、新しく正味財産増減計算の方法による収支予算書を作成することとなります。ただし、正味財産増減計算の方法によると、現金支出を伴う固定資産取得支出は計上されなくなるため、施行規則案第２６条第３号において、法人が事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類の一つに、「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」を規定しております。
120	第２９条	現行の収支計算書に相当する規定が無いが、収支計算書は不要になると解していいか。	民法34条法人	新制度では、収支計算書の作成は求めていません。
121	第３０条	本条第３項に関し、「公益目的保有財産」については、流動資産にも該当するものがあると理解するのか、それとも固定資産に限られるのか。	民法34条法人	たとえば金融資産は使途の定めと会計上の表示の仕方により、公益目的保有財産に該当するものがありえます。
122	第３７条	本条第２号イにおいて「第二十七条第一項第二号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細」が示されているが、「事業報告書類及び貸借対照表等の財務諸表等」で明細が明示されている場合には、これらを提出することで充分とする記載にすべきである。	民法34条法人	「数値の計算の明細」が「提出書」に添付されている「財産目録等」において明示されている場合には、それも本条第２号イを記載した書類とみなすこととしています。
123	第３７条	本条第２号を削っていただきたい。	民法34条法人	例えば公益目的事業比率や遊休財産額など認定基準と関連する事業活動等の状況を示す情報は、法人が認定基準を遵守していることを行政庁として確認するために必要ですが、当該法人の計算書類等には必ずしも含まれません。そのため、これらの情報を簡潔に記載した書類の作成、提出を施行規則案第２７条第１項第２号で定めていますが、行政庁としては、監督上の理由から、この書類に記載された事項及び数値の明細を求めることとしたものです。
124	第３８条	認定法第２２条第２項の規定による閲覧又は謄写に関し、行政庁が定める場所のみならず、インターネットで閲覧及びダウンロードできるようにすべきである。	民法34条法人	閲覧・謄写は、国のみならず全国の都道府県で実施されることから、閲覧・謄写の場所は行政庁が定められるようにしたものです。
125	第３９条	キャッシュフロー計算書は公認会計士監査を受けないが作成は義務付けられるのか。	個人	キャッシュ・フロー計算書の作成義務があるのは会計監査人を設置している法人です（認定法施行規則案第２７条第１項第１号参照）。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
126	第47条	（１）認定法第１８条の「公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない」が、「公益目的事業を行うためにはそのための管理運営も必要であるので、公益目的事業財産は公益目的事業を行うための管理運営費用にも使用できる」と解釈されるのであれば（これが望ましいが）、認定法施行規則案第４７条第３項第２号に「公益目的事業を実施するための管理運営費用の額」を追加することを要望する。 （２）仮に認定法第１８条が「公益目的事業財産は公益実施費用額だけにしか使用してはならない」としか解釈できないということであれば、認定法施行規則案第４７条第３項第号トは「当該事業年度中に公益目的保有財産から生じた収益の額に５０／１００を乗じて得た額」としていただくとともに、同法第１８条第１号及び第２号の規定にかかわらず、同規則案第４７条第３項第１号イは「当該事業年度中に寄附を受けた財産のうち寄附者が公益実施費用額に使用すべき旨を定めた額の全額及び寄附者が使途を定めなかった額に５０／１００を乗じて得た額」として、ロは「当該事業年度中に交付を受けることとなった補助金その他の財産のうち財産を交付する者が公益実施費用額に使用すべき旨を定めた額の全額及び寄附者が使途を定めなかった額に５０／１００を乗じて得た額」として実際上運営できるよう、どこかで工夫していただきたい。それが不可能であれば、非常に困った事態が想定される。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、明らかにします。また、認定法第１８条は公益目的事業財産は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないこととしています。
127	第47条	本条を削除願います。	民法34条法人	公益目的取得財産残額は、特定の時点で公益認定が取り消された場合に他の公益的な法人に贈与しなければならない財産額を示し、法人の運営に責任を負う理事等が適切に把握しておくことが重要と考えます（なお、公益認定を取り消された日に、公益認定を受けた日まで遡り、以降の認定取消しの日までの間のすべての公益目的事業財産を合算し、公益目的事業実施のために費消、譲渡、負担したすべての財産額を控除する計算をすることは実務上困難であると考えられます）。したがって、毎事業年度、計算することが必要と考えます。
128	第47条	「公益目的取得財産残額」の計算にあたっては、管理運営費を含むとし、本条第３項第２号に「公益目的事業を実施するための管理運営費用の額」を追加することを要望する。	民法34条法人	費用の区分、計上については公正妥当な会計基準をしん酌することとなりますが、事業費、管理費の定義及び費用配分の具体的考え方については、今後、明らかにします。また、認定法第１８条は公益目的事業財産は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないこととしています。
129	第47条	本条第２項に規定する「公益目的取得財産残額」の算出方法は、認定法３０条２項の算出方法と表現が違うが、同じものか。同じものなら何故表現を違えるのか。	民法34条法人	認定法施行規則案第47条第2項に規定する「公益目的取得財産残額」の算出方法は、認定法第30条第2項の算出方法と同じものですが、同条第3項のとおり算出方法の明確化を図るため、規則に規定したものです。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
130	第５１条	認定法第１０条の公益認定、第１３条の変更の届出、第２４条の合併の届出、第２６条の解散の届出、第２８条の公益法人への命令及び第29条の公益認定の取消しについて、その事実のみならず内容も公示されたい。	民法34条法人	認定法施行施行規則案第５１条は公示方法について定めています。 公示内容については、今後、検討します。
131	第５２条	認定法第２８条の公益法人への勧告の内容、同法第４４条の諮問に対する答申並びに同法第４６条の内閣総理大臣への勧告の内容について理由を含めて詳細を公表されたい。	民法34条法人	認定法施行施行規則案第５２条は公表方法について定めています。 公表内容については、今後、公益認定等委員会で議論されます。
132	附則５項	現行公益法人が、当該規定に基づき移行登記後の翌事業年度における公益目的取得財産残額を算出する場合、当該事業年度の開始の日の前日の公益目的増減差額及び当該事業年度末の公益目的保有財産に同一の財産が計上される場合があり、結果、二重加算となると思われる。この結果、現に保有する総資産を超える公益目的取得財産残額が算出される場合もありうると思うが、この様な場合への配慮として、当該事業年度の開始の日の前日における公益目的取得財産残額から上記重複財産を除外するなどの配慮は考えられないか。	個人	附則第４項第１号に規定する帳簿価額の合計額については、附則第５項により読み替えられた公益法人認定法施行規則第４７条第３項第２号ニにより、移行の登記をした日の属する事業年度の末日における公益目的増減差額の計算において相殺されるよう規定しています。そのため、現行公益法人が移行認定を受けた場合の公益目的取得財産残額の算出において、財産の二重加算はないものと考えます。

平成19年9月　別添3

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令案要綱関係

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	なし	公益事業２３、収益事業３３の区分の中には、双方に該当するのではないかと考えられる項目がある（例、文化及び芸術の振興を目的とする事業＝技芸教授に関する業）。従来公益活動として認知され行われてきた事業については、衆議院における付帯決議に示されているとおり、現行公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際して、これまでの活動実績を積極的に評価し、公益事業と認定することを優先されるよう政令にも明記することを要望する。	民法34条法人	公益法人認定法上、公益認定にあたっては、法人の事業について予算･計画で審査する規定となっているところ、現行公益法人について、その決算、実績を付加して判断することは、逆に現行公益法人にとって不利な取扱いにもなりかねません。従って、現行公益法人から移行する場合も、新設された一般社団･財団法人が認定を受ける場合も、公平の観点から、認定基準は基本的に同様とし、整備法の政令において、現行公益法人の活動実績を移行認定に際して評価する旨の規定は設けないこととしました。
2	なし	整備法第47条第１号ホの政令で定める事業について、政令で定めるとあるにもかかわらず要綱に関係する規定がないが、当該事業は政令で定める必要があると考える。	団体	公益法人認定法及び整備法において、客観的で明確な基準の下、国と都道府県とで所管を分担しつつも、本制度の統一的かつ適切な運用が図られるような仕組みが整備されたところです。現時点においては、公益目的事業の認定等に関する実務の蓄積を待ち、所管の明確性を図る必要があることから、当面、政令で事業は定めないこととしています。

平成19年9月　別添4

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則案関係

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	2条	公益認定申請の際に提出する計算書類その他の書類は、1年を超えない事業年度を定め、これについて作成するものとされているが、該当年度の特別な事情を勘酌するよう配慮し、あるいは複数年度の平均で判定するようにされたい。	民法34条法人	計算書類等の作成期間については、一般社団･財団法人法施行規則の関連規定や現行公益法人に対する指導監督等を踏まえ、1年を超えないものとすることが適当と考えます。
2	3条･8条	整備法第60条第1項の損益計算書について、公益法人会計基準に基づく正味財産増減計算書でも可とされたい。	個人、団体、民法34条法人	整備法施行規則において直接は規定していませんが、正味財産増減計算書は損益計算書に含まれると整理されるものであり、問題ないと考えています。
3	2章	特例民法法人が、公益社団法人･公益財団法人への移行について認定を受ける場合の「行政庁」並びに「公益目的事業の判定」に関して、以下の点を第2章に明記すること。 1．独立した公益法人の連合体である全国組織が、傘下の公益法人に対して行う物質的･財政的支援が、傘下の公益法人の公益目的事業に反映される場合は、これらの事業を公益目的事業に含めること。 2．独立した公益法人が連合体である全国組織の下で行う事業が、公益目的事業と認められる場合は、全国組織と一体のものとして内閣総理大臣を行政庁とすること。	民法34条法人	1.「公益目的事業」の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、昨年成立した本法別表第1号から第22号までのいずれかに合まれるよう包括的に定められていると考えます。 2.「行政庁」については、整備法政令要綱案において、整備法第47条第1号ホの政令で定める事業については規定しないこととしているため、内閣総理大臣が行政庁となる特例民法法人は、同条第1号イからニに該当するものになります。
4	10条	第2項第1号の「当該特例民法法人の状況に関する重要な事項」及び第3項第1号の「事業報告の内容を補足する重要な事項」は、抽象的であり具体的にどのような事項を指すのか不明であることから、明確化されたい。	団体、民法34条法人	御指摘の書類の記載事項については、一般社団･財団法人法施行規則の関係規定との整合性、現行公益法人が作成している事業報告書の内容等を考慮し、特例民法法人に過度な事務負担等が生じることのないよう配慮して規定しています。具体的な記載例等については、御指摘を踏まえ、今後検討します。
5	11条1項等	「申請書を」を「申請書にその写し○部を添付して」に修正されたい。	個人	申請書の写しの提出は、行政庁の事務手続上の必要性に応じて判断すべきものと考えます。
6	11条3項	第1号に規定する公益法人認定法施行規則第5条第3項第3号で定める書類及び第2号から第4号までで定める書類は、それぞれ様式を定めた書き方に改めた方が良い。	個人	具体的にどのような書類を添付していただくかは、今後検討します。
7	11条3項2号	生年月日、本籍は不要ではないか。	民法34条法人	理事等については法律上、欠格事由が定められており、その審査のために必要と考え案文化したものですが、本籍については誓約書の提出という代替手段によることにしました。
8	11条3項	3号･4号･5号の説明書類はどのように取得するのか。具体的な説明方法を明示してほしい。	民法34条法人	具体的にどのような書類を添付していただくかは、今後検討します。
9	11条3項10号	可能な限り具体的に明示されたい。また、過度の事務負担を要するような書類は避けるべきであり、本号を削除することを一案とする。	民法34条法人	多種多様な活動を行っている法人の実態に応じた審査を可能とする観点から、資料の追加を定めることができるようにするためのものであり、法人にとって過重な負担とないよう今後検討します。 なお、個々の法人についての審査の過程で、必要に応じて個別に関連資料の追加提出を求めることはありえますが、これについても法人にとって過重な負担とはならないようにしてまいります。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
10	14条1項	公益目的財産額の算定に当たっては（特に土地の評価は）時価評価ではなく簿価評価を採用すべきである。特に、土地を利用して事業活動を行っている法人については、帳簿価額による評価を選択できるよう規定を変更されたい。	民法34条法人	公益目的支出計画においては、公益目的財産額は整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、当該時点で法人が保有している資産の実際の価額と大きく乖離した額に算定された場合、本来公益の目的に使用されるべき財産の額が適正に公益の目的に使用されることが制度上担保されないことから、土地や有価証券、書画、骨董等、時価と貸借対照表上の帳簿価額とが大きく乖離している蓋然性が高い資産の額については、簿価ではなく時価により評価した上で公益目的財産額を算定することとしています。したがって、公益目的財産額の算定に当たって、簿価による評価を採用することは適当でないと考えます。
11	14条	公益目的財産額の算定に当たっては、土地・土地の上に存する権利は簿価をもとに計算することとし、一般法人への移行認可後に保有する土地を売却して簿価を上回る剰余金が生じた場合にはその時点で追加的に公益目的支出計画を策定することとされたい。	民法34条法人	公益目的支出計画においては、公益目的財産額は整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、当該時点で法人が保有している資産の実際の価額と大きく乖離した額に算定された場合、本来公益の目的に使用されるべき財産の額が適正に公益の目的に使用されることが制度上担保されないことから、土地や有価証券、書画、骨董等、時価と貸借対照表上の帳簿価額とが大きく乖離している蓋然性が高い資産の額については、簿価ではなく時価により評価した上で公益目的財産額を算定することとしています。 公益目的財産額は、特例民法法人が通常の一般社団法人・一般財団法人した場合に公益の目的に支出しなければならないとする上限となる額であるため、当該移行する時点で確定させる制度となっております。したがって、土地・土地の上に存する権利については、当該移行する時点で時価により評価する必要があります。 また、公益目的支出計画は、移行時点での公益目的財産額に基づき作成することとなっています。したがって、公益目的財産額を簿価をもとに評価し、一般法人への移行認可後に保有する土地を売却して簿価を上回る剰余金が生じた場合にはその時点で追加的に公益目的支出計画を策定することは適当でないと考えます。
12	14条	新制度の法人に移行する際の資産評価の必要性は理解できるものの時価評価ではなく別の評価基準を採用すべきである。 なお、解散／清算時の公益目的財産残額の処理方法については、特例民法法人が公益社団法人・公益財団法人や一般社団法人・一般財団法人に移行する際の変更定款の中に「解散時に有する公益目的財産額は、同種の公益社団法人ないし公益財団法人に寄附（合併の場合も含む。）するか、国庫に帰属させるものとする」の条項を入れることを認定／認可の条件とすることも考えられる。	民法34条法人	公益目的支出計画においては、公益目的財産額は整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、当該時点で法人が保有している資産の実際の価額と大きく乖離した額に算定された場合、本来公益の目的に使用されるべき財産の額が適正に公益の目的に使用されることが制度上担保されないことから、土地や有価証券、書画、骨董等、時価と貸借対照表上の帳簿価額とが大きく乖離している蓋然性が高い資産の額については、時価により評価した上で公益目的財産額を算定することとしています。それ以外の資産については、簿価により評価します。 清算時の公益目的財産残額の処理方法については、移行法人の定款の定めの如何にかかわらず、整備法第130条の規定により処理されることになります。
13	14条	土地等を時価評価し、当該評価額が多大になる場合には、公益目的支出計画の期間が長期(100年以上）になることが予想されるが、この場合、長期の計画期間を適正と認めることを想定しているか。	団体、民法34条法人	公益目的支出計画は、通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人の公益目的財産額、実施する事業等によっては、公益目的支出計画が完了するまで長期間必要になる場合があり、そのような場合であっても適正な公益目的支出計画であれば認可されるものと考えます。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
14	14条	公益目的財産額の算定において、売買を目的としないで保有する有価証券は、簿価や償却原価法で評価することとすべきである。	民法34条法人	公益目的支出計画においては、公益目的財産額は整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、当該時点で法人が保有している資産の実際の価額と大きく乖離した額に算定された場合、本来公益の目的に使用されるべき財産の額が適正に公益の目的に使用されることが制度上担保されないことから、有価証券のように時価と貸借対照表上の帳簿価額とが大きく乖離している蓋然性が高い資産の額については、簿価ではなく時価により評価した上で公益目的財産額を算定することとしています。 時価評価すべき資産の評価方法については、公益認定等委員会での議論を経て、今後明らかにしていきます。
15	14条1項4号	第4号の基金は法律上の基金を意味するものと思われるが、公益目的の事業を実施するために、自己資金を充当して基金（特定資産）を設置している場合がある。このような、公益目的の事業を将来継続して実施するために設置している基金についても、減算できるものとするべき。	民法34条法人	一般社団･財団法人法の基金は、一般社団･財団法人法第131条の規定により返還義務があるため純資産の額から減算することとしておりますが、公益目的財産額は、整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当するものとして算定するものであることから、ご指摘のような基金を純資産の額から減算し、公益目的財産額から除外することは、法の趣旨から困難です。
16	14条1項	公益目的財産額（=公益目的支出計画）から減算するものとして、自社事務所等公益事業を行っていく上で最低限必要な資産も加えるべき。	民法34条法人	公益目的財産額は、整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、ご指摘のような資産を純資産の額から減算し、公益目的財産額から除外することは、法の趣旨から困難です。
17	14条1項	公益目的財産額の算定において、「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（公益法人認定法第5条第16号）」を控除できる取扱いとされたい。	民法34条法人	通常の一般社団法人･一般財団法人に移行しようとする法人には、公益法人認定法第5条第16号の規定は、適用されません。
18	14条1項	減算される額として、「実施事業（第16条第1号に規定）以外の事業に使用する資産の額」を加えて頂きたい。	民法34条法人	公益目的財産額は、整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、ご指摘のような資産を純資産の額から減算し、公益目的財産額から除外することは、法の趣旨から困難です。
19	14条	会員の掛金をもとに積上げた資産は、公益目的支出計画に計上しない処理としてほしい。	民法34条法人	公益目的財産額は、整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、ご指摘のような資産を純資産の額から減算し、公益目的財産額から除外することは、法の趣旨から困難です。
20	14条	定款で国又は地方公共団体に残余財産を帰属させることとしている公益法人が通常の一般社団法人･一般財団法人に移行する場合においては、当該定款により国又は地方公共団体に帰属させることとしている財産については、公益目的財産額に含まないこととすべきではないか。 今回の公益目的財産額の計算方式を定める内閣府令案第14条では、法律の規定のような前提が無く、「貸借対照表の純資産額」を調整することとなっており、このままでは、旧民法第72条第1項に該当する財産も含まれることになってしまうのではないか。	個人、団体	整備法第119条第1項は、旧民法第72条全体の趣旨を規定しているものであるため、民法第72 条第1 項により帰属先を指定した財産が公益目的財産額に含まれない趣旨ではありません。したがって、整備法施行規則第14条は、すべての特例民法法人の貸借対照表の純資産額を調整する規定となっています。通常の一般社団法人･一般財団法人に移行した法人は、その行う事業に制限がないことから、残余財産の帰属先を制限するのみでは不十分であり、通常の一般社団法人･一般財団法人に移行しようとするすべての特例民法法人は公益目的財産額を算定し、その額が零を超える法人は公益目的支出計画を作成し、通常の一般社団法人･一般財団法人に移行後公益目的支出計画を実施することとしています。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
21	14条	社団法人として税制等の恩典を通して取得した財産を公益目的に支出せよとの新法の趣旨から思料すれば、土地等の時価評価額を合む公益目的財産額の代替として、税制等の恩典を享受しなかったとして算定した税金相当額と納入済税金額との差額を公益目的財産額とし、公益目的支出計画にて支出することを代替選択肢としていただきたい。	民法34条法人	公益目的財産額は、整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、ご指摘の案を採用することは、法の趣旨から困難です。
22	14条	既存の継続的公益事業に対する公益目的財産額の算定に当たっての、純資産のとらえ方については、公益事業と収益事業とに事業基盤を併せ持つ団体もあることから事業形態に配慮した内容を望む。	団体	公益目的財産額は、整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、事業形態を問わず、特例民法法人の有する純資産を基礎として算定した額が公益目的財産額になります。
23	15条	整備法119条2項1号ハの「第45条の認可を受けた後も継続して行う事業」には、従来から民法上の公益事業として認められてきた事業が含まれると規定すべきである。	団体、民法34条法人	従来所管官庁から公益目的事業として認められていた事業については、整備法の規定(移行認可する行政庁は必要な場合には申請している法人の事業活動について旧主務官庁の意見を聴くものとする)の趣旨からも、原則として公益の目的のための支出となる事業として認められるものと考えます。
24	16条	人件費、間接費等についても、公益目的事業に係るとみなせる費目については、比例按分等で公益目的事業のための支出として含めるべきである。	民法34条法人	整備法第119条第2項第1号の支出の額とは、施行規則第16条に規定しているとおりであり、詳細は、公益認定等委員会での議論を経て、今後明らかにしていきます。
25	17条1項1号	「実施事業に係る収益の額」は、同事業の対価収入等直接的なものに限定すべきであり、使途が特定されていない会費収入などはこれに含めるのは適当でない。	民法34条法人	整備法第119条第2項第1号の支出をした事業に係る収入の額は、当該施行規則第17条に規定しているとおりであり、同条に該当しない収入は除外されます。詳細は、公益認定等委員会での議論を経て、今後明らかにしていきます。
26	17条1項2号	第2号「当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業資産から生じた収益の額」の中から基本財産及び運用財産から生じた運用収入（受取利息・配当金）を除外されたい。	団体	整備法第119条第2項第1号の支出をした事業に係る収入の額は、当該施行規則案第17条に規定しているとおりであり、同条に該当しない収入は除外されます。また、実施事業資産とは、施行規則第16条第3号に規定する資産をいい、それ以外の資産は除外されます。詳細は、公益認定等委員会での議論を経て、今後明らかにしていきます。
27	20条2項	賞与引当金を洗い替えて経理する場合は、この文言で差し支えないが、賞与支給時に賞与引当金の目的使用の仕訳をして経理する場合（民間企業系に多い）には、本規定を文言どおり適用すると異なる数値が出てくる。表現を変えていただきたい。	民法34条法人	実施事業に係る事業費として計上することにより賞与引当金に繰り入れた金額が確実に整備法第119条第2項第1号の支出となることを担保するためにこの規定が必要と考えています。したがって、表現を変えることは困難です。
28	22条	本条による配賦により修正された事業費は、(a) 法人の正規の損益計算書に計上すべきなのか、又は (b) 本条の配賦は16条の「公益目的支出」や収入の額の算出のためだけに用いられるのか。もし (b) であるならば、第16条1号等における「損益計算書に計上すべき」の表現は誤解を招く恐れがある。同号の「事業の額」を、例えば「事業費の額（第22条の規定により修正した額とする）」として、説明を付けるなどして判りやすくすることが適当ではないか。	民法34条法人	この条による配賦により修正された事業費は、法人の正規の損益計算書に計上すべきものです。

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
29	24条	100万円程度とするのが妥当と考える。	民法34条法人	公益目的財産額が少額の法人であっても、本来公益のために使用されるべき財産に相当する額を公益の目的に支出させることが必要と考えており、公益目的支出計画の作成が必要となる公益目的財産額は、零とすることとしています。
30	25条	特例民法法人から一般社団法人・一般財団法人へ移行するためには「公益目的支出計画」を作成し、行政庁に提出し、認可を得なければならない。この場合、第6号によって「各事業年度の公益目的支出の額の見込み及びその明細」を記載しなければならないが、ここでいう「公益目的」性があるか否かの行政庁による判断は、従来の所轄官庁による判断と一貫性を持たせるべきである。	民法34条法人	公益目的支出計画が適正であり、かつ、確実に実施すると見込まれるか否かについては、公益認定等委員会(都道府県知事が行政庁である場合にあっては、合議制の機関）に諮問し、答申を得て行政庁が判断することとなっておりますが、従来所管官庁から公益目的事業として認められていた事業については、整備法の規定(移行認可する行政庁は必要な場合には申請している法人の事業活動について旧主務官庁の意見を聴くものとする)の趣旨からも、原則として公益の目的のための支出となる事業として認められるものと考えます。
31	25条	特例民法法人が健全な経営を行っている場合等、公益目的支出計画において公益目的財産額が零と見込まれる事業年度までの期間が極めて長期（100年以上）にわたることもありうる。したがってこのような長期にわたる計画も団体の財務内容や事業内容等から判断し適切であれば認められることを確認したい。	団体、民法34条法人	公益目的支出計画は、通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人の公益目的財産額、実施する事業等によっては、公益目的支出計画が完了するまで長期間必要になる場合があり、そのような場合であっても適正な公益目的支出計画であれば認可されるものと考えます。
32	25条	長期にわたる計画の場合、各事業年度の公益目的支出及び事業実施収入の額の明細までを明確に示すことは困難であることから、見込みだけを記載するよう変更されたい。	団体	公益目的支出計画においては、特例民法法人が通常の一般社団法人・一般財団法人に移行する時点で行政庁が移行法人を監督すべき内容、公益目的財産額が零となるまでの期間、公益目的財産額等を把握し、適正なものであるかなどを判断する必要があるため、各事業年度の公益目的支出及び事業実施収入の額の明細も記載しなければならないこととしています。詳細は、公益認定等委員会での議論を経て、今後明らかにしていきます。
33	31条6号	過度の事務負担を要するような書類は避けることを要望する。削除することも一案とすべき。	民法34条法人	多種多様な活動を行っている法人の実態に応じた審査を可能とする観点から、資料の追加を定めることができるようにするためのものであり、法人にとって過重な負担とないよう今後検討します。 なお、個々の法人についての審査の過程で、必要に応じて個別に関連資料の追加提出を求めることはありえますが、これについても法人にとって過重な負担とはならないようにしてまいります。
34	50条	第50条中、「第五十二条」とあるのは「第五十一条」であり、「第五十三条」とあるのは「第五十二条」と修正すべき。	個人、民法34条法人	御指摘のとおり誤っており謝罪します。また、その後公益法人認定法施行規則に修正があったため、再修正しました。

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
35	なし	公益目的財産額のうち少なくとも法人の所有する土地又は株式の時価と簿価の差額部分に関しては、その支出時期を法人の解散時とすることを認めていただきたい。	民法34条法人	民法法人が通常の一般社団法人・一般財団法人に移行する前に解散する場合は、整備法による改正前の民法第72条の規定により、残余財産を類似の公益目的を有する団体に帰属させることとなり、私的領域への流用は認められません。 整備法においては、民法法人は、認可により法人としての同一性を保持したまま通常の一般社団法人・一般財団法人に移行できることとするとともに、整備法による改正前の民法第72条の趣旨を踏まえて、移行時に保有する純資産の額に相当する額を公益目的財産額とし、公益目的支出計画の実施により計画的に公益目的財産額に相当する額を公益の目的に支出することとました。 公益目的財産額は、通常の一般社団法人・一般財団法人に移行した特例民法法人が公益の目的に支出しなければならないとする上限となる額です。 仮に、公益目的支出計画において、移行時点の時価と簿価の差額に相当する額の支出を法人解散時まで猶予することとした場合には、法人が解散した時点において当該法人が移行時点の時価と簿価の差額に相当する額に相当する財産を有しているかは明らかでなく、また、移行後の財産価値の変動も予測できないため、解散時に法人の有する財産をもって移行時点の時価と簿価の差額に相当する額の支出を担保できない可能性があります。財産価値の下落があった場合に、法人がその有する財産の額と移行時点の時価と簿価の差額部分に相当する額との差額を補填できることが確実であるわけでもありません。また、解散がない限り差額分が公益目的に使用されないことは整備法の趣旨に反すると考えられます。 したがって、仮に法人解散時まで猶予することとした場合には、移行時から解散までの間に、公益目的財産額を公益の目的のために使用すべきとする公益目的支出計画の適切な履行が妨げられるおそれがあることから、整備法の趣旨に反するものであり、認めることはできません。
36	なし	次の条文を加えられたい。 （公益目的支出計画の作成の一部省略） 第25条の2　整備法第119条第 2項第1号イに基づき国へ寄附（当該特例民法法人が、法人税法の収益事業に係る法人税の適用に関し、法人設立後適用された優遇税制相当分の額を一括又は3年間の間に国に寄附する場合に限る。）することとした特例民法法人にあっては、前条第6号から第15号までの事項の記載は省略することができる。 （公益目的支出確保事項の省略） 第26条の2　整備法第119条第2項第1号イに基づき国へ寄附（当該特例民法法人が、法人税法の収益事業に係る法人税の適用に関し、法人設立後適用された優遇税制相当分の額を一括又は3年間の間に国に寄附する場合に限る。）することとした特例民法法人にあっては、前条に規定する事項の記載は省略することができる。 （公益目的支出計画実施報告書の省略） 第41条の2　整備法第119条第2項第1号イに基づき国へ寄附（当該特例民法法人が、法人税法の収益事業に係る怯人税の適用に関し、法人設立後適用された優遇税制相当分の額を一括又は3年間の間に国に寄附する場合に限る。）することとした特例民法法人にあっては、前条に規定する事項の記載は省略することができる。	民法34条法人	公益目的支出計画においては、特例民法法人が通常の一般社団法人・一般財団法人に移行する時点で行政庁が移行法人を監督すべき内容、公益目的財産額が零となるまでの期間、公益目的財産額等を把握し、適正なものであるかなどを判断する必要があるため、施行規則第25条に掲げる事項を記載しなければならないこととしています。また、行政庁が移行法人の毎事業年度の公益目的支出計画の実施状況を把握するため、施行規則第41条の規定に掲げる事項を記載した公益目的支出計画実施報告書の提出が必要と考えています。したがって、ご意見のような条文を加えることは困難です。

番号	該当箇所	御 意 見 概 要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
37	なし	公益法人認定法施行規則案「第1章第1節公益認定の基準」の条項に、『現行の公益法人が新制度下で公益恠人に移行するに際しでは、これまでの活動実績を適切に評価するなどの配慮を行うこと。』（参議院「行政改革に関する特別委員会」における同法律の附帯決議）を反映していただきたい。	民法34条法人	現行公益法人から移行する場合も、新設された一般社団･財団法人が認定を受ける場合も、公平の観点から、認定基準は基本的に同様としています。 通常、予算･計画で審査する事項について、現行公益法人については決算･実績まで付加して審査することは、逆に現行公益法人にとって不利な取扱いになりかねないため、基本的には審査対象としないこととしています。 なお、衆議院行政改革に関する特別委員会及び参議院行政改革に関する特別委員会における附帯決議を踏まえ、「これまでの活動実績」をどのように移行認定の審査において勘案するかについては、今後検討します。